

廿日市市こども計画（案）

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市
はつかいちし

はじめに

市長メッセージ挿入予定

こどもが主役のまち はつかいち宣言

「こども達がたくましく育ち、笑顔あふれるまち」

「このまちでこどもを育てたいと思えるまち」

そんな活気にあふれ、安心感と温もりのあるまちであり続けたい。

そのために廿日市市は、こども達を取り巻く環境をまっすぐに見つめ、
こども、子育て世代の声を聴き、まち全体で見守り、応援し、
未来を担うこども達が様々な体験を通して、まちに愛着を持ち健やかに
育つ「こどもが主役のまち」の実現に向けて全力で取り組みます。

令和6年2月14日

広島県廿日市市長 松本 太郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 法的な位置づけ	3
3 関連計画との位置づけ	4
4 計画の対象	4
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	5
第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く状況	8
1 人口・世帯の動向	8
2 こども・子育てにかかる支援事業一覧（令和8年4月1日時点）	14
3 こども・若者の居場所に関する事業・施設	18
4 前計画の検証と評価	22
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 将来像	29
2 基本目標	30
3 重点施策	31
4 計画の体系	32
第4章 事業計画	33
基本目標1 教育・保育サービスを充実させる	33
基本目標2 こども・若者の育ちを保障し、子育て家庭を応援する	39
基本目標3 みんなで子育てを支える	53
基本目標4 こども・若者の希望の実現を後押しする	58
第5章 子ども・子育て支援事業の推進	64
1 子ども・子育て支援事業の給付	64
2 教育・保育の提供区域	66
3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	68
4 教育・保育の量の見込み及び確保方策	69
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	77
第6章 計画の実現のために	91
1 計画の推進主体と連携の強化	91
2 計画の達成状況の点検・評価	93

第1章 計画の策定にあたって

※この計画の中で用いる「こども」の表記については、法令に根拠がある字句や既存の事業名を除いて、平仮名表記の「こども」を使用します。

1 計画策定の背景

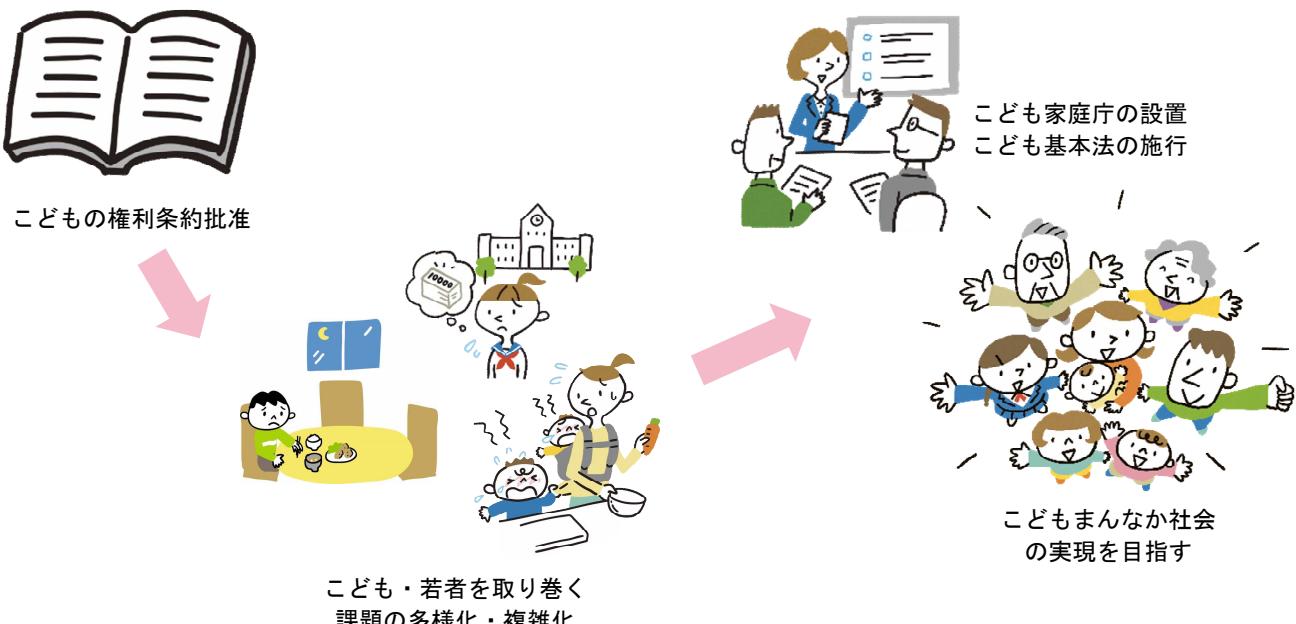
今日のこどもと若者、子育てを取り巻く環境の変化は大きく、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立、社会環境や生活習慣の変化に伴う不登校やひきこもり、デジタル化の進展及びインターネット利用の低年齢化、ヤングケアラーなど、課題の多様化・複雑化が進んでいます。

国ではこれまで、子育ての負担感や孤立感、待機児童問題など、子育てをめぐる課題への対応を進めてきました。1994年には児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に批准し、生命・生存・発達の権利、子どもの最善の利益の尊重、意見表明権の尊重、差別の禁止の4つの基本原則に基づき、子どもの権利の尊重に取り組んできました。

一方で、近年のこども・若者をめぐる課題はより複雑化・深刻化し、社会全体で子どもの権利と成長を支える仕組みを再構築する必要性が高まりました。こうした状況を踏まえ、子どもの視点に立った支援を切れ目なく提供するため、令和5年4月にはこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。同年12月にはこども大綱が策定され、「こどもまんなか社会」を実現するための方向性が示されています。これにより、こどもを産み育てやすい環境づくりに加え、子どもの権利・意見の尊重や、若者の多様な課題への対応等が進められています。

廿日市市（以下「本市」という。）では、令和7年3月に「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実と子どもの健やかな成長を目指して取り組んできました。この度、本市においてさらなるこども・若者への支援を充実させていくため、「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「廿日市市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■これまでの経緯



■こども基本法に定められた6つの基本理念

こども施策は、**6** つの基本理念をもとに行われます。



- 1** すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されること。
- 2** すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3** 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4** すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5** 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6** 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2 法的な位置づけ

本計画は、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、地方公共団体がこども施策に関する計画を策定するよう努めることとされている規定を踏まえて策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第10条第2項に基づきこども大綱を踏まえて策定します。

また、本計画は子ども・子育て支援法61条における「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条における「市町村計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	計画名と計画の性格	策定義務
子ども・子育て支援法	<p>【市町村子ども・子育て支援事業計画】</p> <p>○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画</p> <p>○乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画</p>	策定義務 あり
次世代育成支援対策推進法	<p>【市町村行動計画】</p> <p>○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画</p>	努力義務
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	<p>【市町村計画】</p> <p>○子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための計画</p>	努力義務
子ども・若者育成支援推進法	<p>【市町村子ども・若者計画】</p> <p>○子ども・若者の居場所づくりや活躍促進を行うとともに、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進し、社会全体での子ども・若者への支援を推進する計画</p>	努力義務

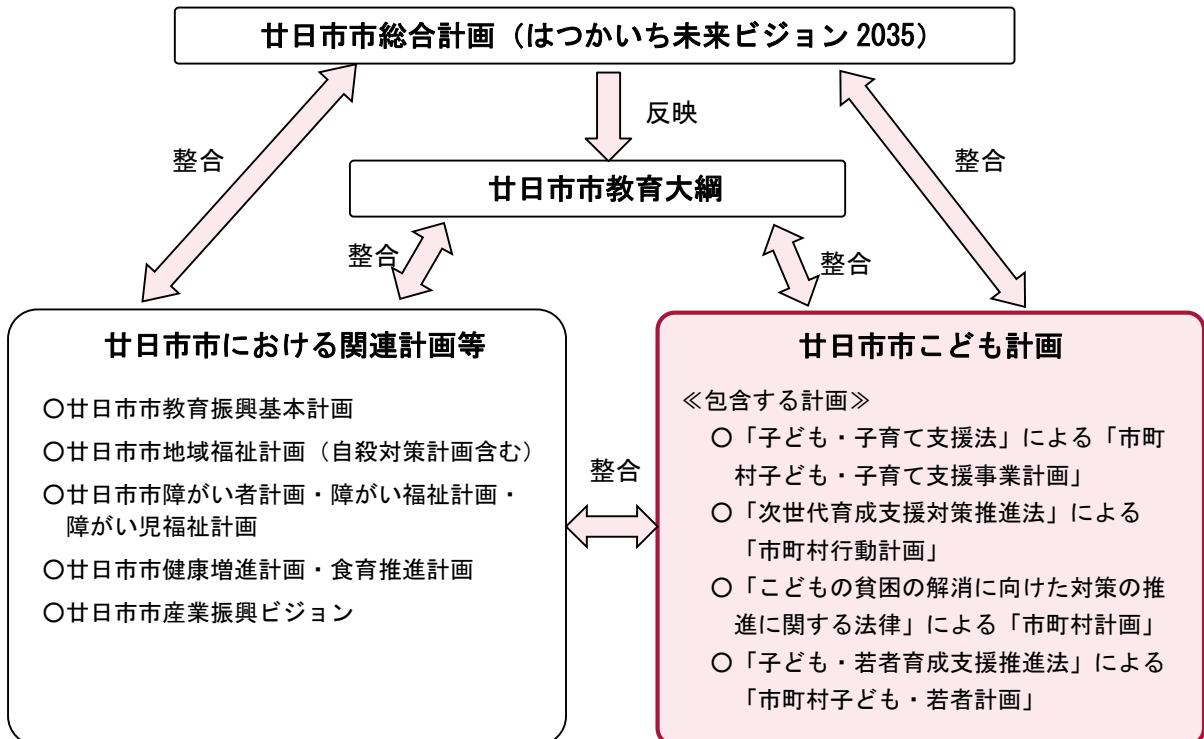


一体的に策定

廿日市市こども計画

3 関連計画との位置づけ

本計画は、「廿日市市総合計画」を最上位計画とし、こども・若者施策の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



4 計画の対象

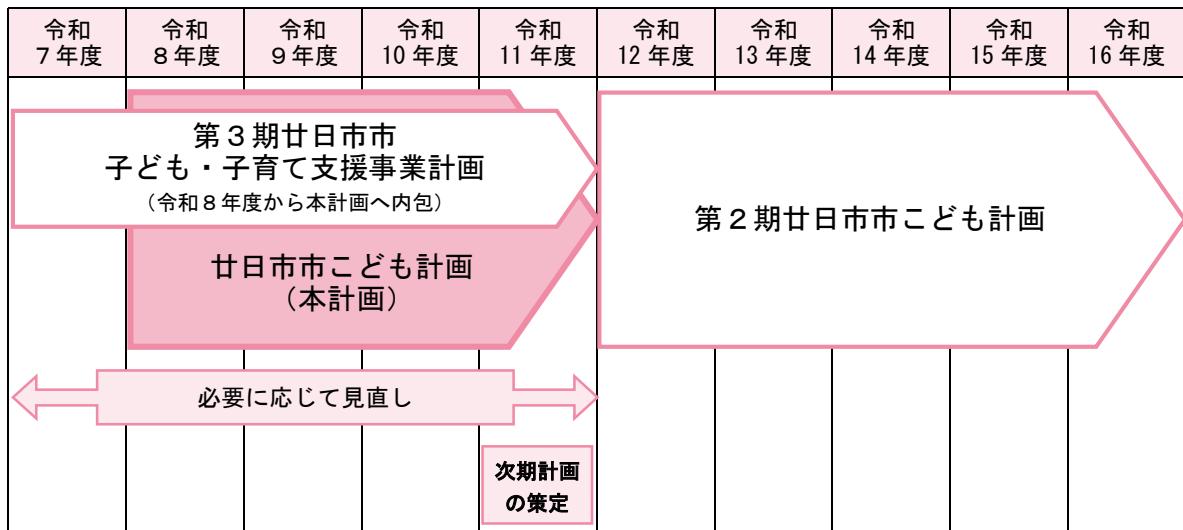
本計画の対象は、妊娠期からおおむね 30 歳未満のすべてのこども・若者と子育て家庭及びこども・若者を取り巻く地域、関係団体、事業者等とします。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは「乳幼児期（就学前まで）」から「学童期（小学生年代）」、「思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）」、「青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満）」と、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることできるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「おおむね 30 歳未満」を目安としています。

本計画では、「こども」を乳幼児期から思春期までを指す「0 歳からおおむね 18 歳まで」とし、「若者」を青年期である「おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満」とします。高校生年代については、「こども」から「若者」への移行期であり、「こども」・「若者」のいずれにも該当しうる年代と捉えます。また、施策によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

5 計画の期間

基本的に5年を1期とする計画ですが、包含する「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」を令和7年3月に策定し、計画期間を令和7年度から令和11年度までとしていたことから、終期を揃え、本計画の期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

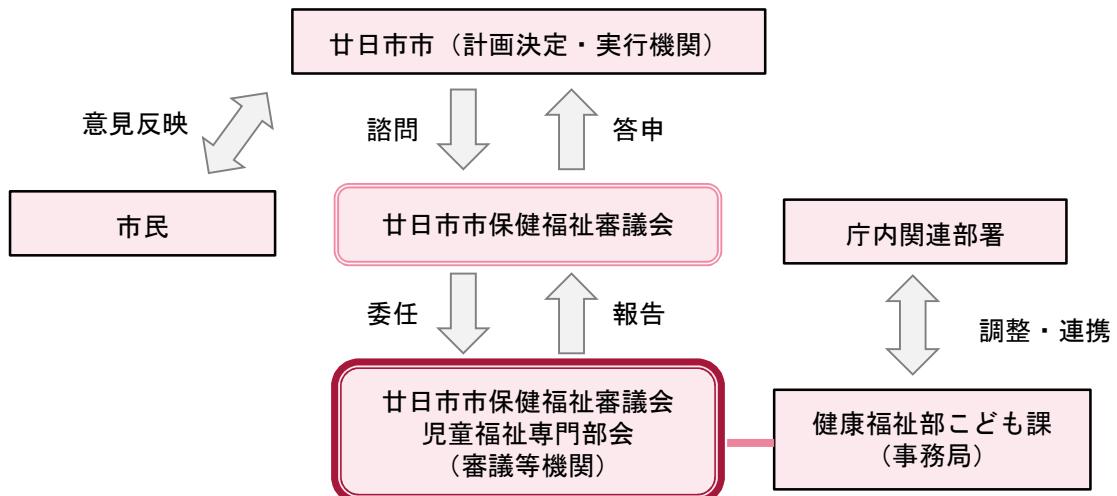


6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている地方版子ども・子育て会議として、「廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会」を設置し、計画内容及び施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ図



(2) こども・若者及び子育て家庭の現状と課題を把握するためのアンケート分析

計画の対象となる、こども・若者及び子育て家庭の現状を把握し、意見・要望を計画に反映させることを目的として、本市においてこれまで実施してきたアンケート調査から課題抽出を行いました。

■「第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査

実施期間	令和6年1月12日～1月31日
対象	市内在住の就学前児童もがいる家庭の保護者 1,800人 市内在住の小学生がいる家庭の保護者 1,800人
回答数	就学前児童のいる保護者：936件 小学生のいる保護者：852件

■総合計画策定のためのアンケート調査

実施期間	令和6年9月17日～10月18日 ほか
対象	市内の小学校6年生・中学校3年生・高校3年生、大学生（山陽女子短期大学・日本赤十字広島看護大学）、市内在住の20～50代1,000人
回答数	小学生：938件 中学生：862件 高校生：683件 大学生：91件 20～50代：275件

■男女共同参画に関する市民アンケート調査

実施期間	令和6年10月23日～11月15日
対象	市内に在住する満18歳以上の男女2,000人（男女各1,000人）
回答数	731件（うち、本まとめにて分析対象となる18歳～30代：100件）

■男女共同参画に関する若者世代のアンケート調査

実施期間	令和6年10月23日～11月15日
対象	市内に在住する満20歳以上40歳未満の若者世代の男女1,000人（男女各500人）
回答数	252件

■廿日市市子供の生活に関する実態調査

※広島県が実施した調査のうち、「廿日市市に住んでいる」と回答のあったものを再集計したもの

実施期間	令和5年6月～9月
対象	小学校5年生とその保護者、中学校2年生とその保護者
回答数	小学5年生：372件 小学5年生の保護者：374件 中学2年生：260件 中学2年生の保護者：238件

■子育てモニターに向けたアンケート

実施期間	令和6年7月1日～令和7年3月31日（委嘱期間）
対象	子育てモニター（市内在住の子育て中の方（30名））
回答数	30件

(3) こども・若者への意見聴取

廿日市市内でこども・若者への支援を行う団体や、団体の活動に参加しているこども・若者へヒアリングを行い、支援にあたっての課題やこども・若者の現状を聞きました。

また、小学生～29歳までのこども・若者を対象にこども若者ミーティングを開催し、まちづくりへの意見を聞きました。

■団体ヒアリング調査の概要

対象者	調査期間	調査方法	回答状況
廿日市市内の こども・若者の 支援に関わる活動団体	令和7年 7月～8月	調査シートの配布・回収による ヒアリング	26 団体
	令和7年9月	シートによる調査後、 一部団体へ直接ヒアリング	5 団体

■こども若者ミーティングの概要

対象者	実施日	テーマ	参加者
廿日市市に在住 または通学している 小学4年生～中学生	令和7年 10月5日	こどもにやさしい廿日市市を こども目線で考える	11名
廿日市市に在住もしくは 通勤・通学している 高校生～29歳	令和7年 9月7日	廿日市市で自己実現を叶えるた めに必要なことを考える	13名
廿日市市に在住もしくは 通勤・通学している 小学4年生～29歳	令和7年 12月13日		

(4) パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

実施期間	令和7年12月13日～令和8年1月12日
意見数	〇〇件(〇〇通) 内 こども・若者からの意見 〇〇件(〇〇通)

第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く状況

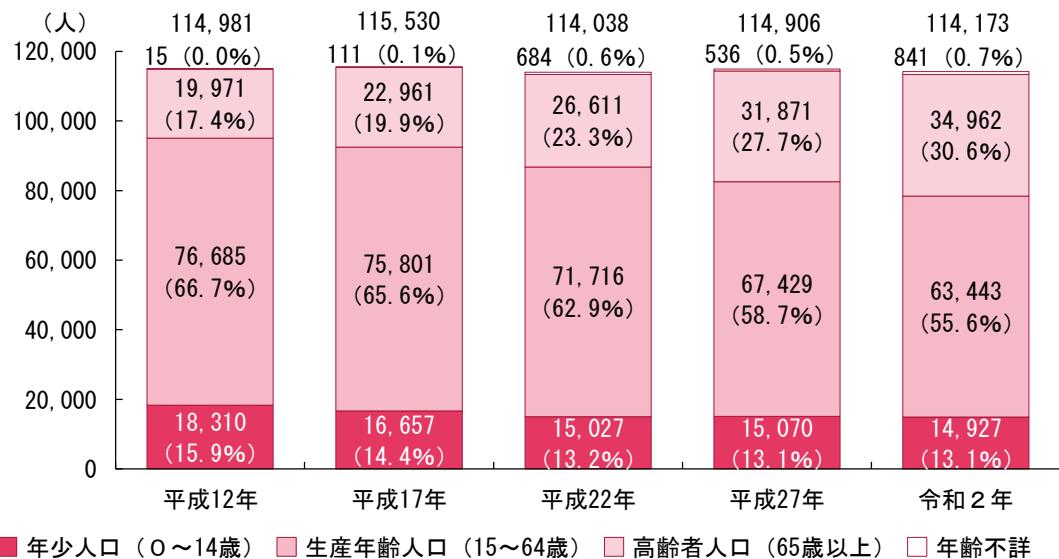
1 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯数の推移

総人口・年齢区分別人口の推移を見ると、総人口は、平成17年をピークに減少傾向に転じております。令和2年は114,173人となっています。年齢区分別では、生産年齢人口（15～64歳）は減少が続き、年少人口（0～14歳）も減少傾向となっており、構成割合も低下傾向となっています。また、高齢者人口（65歳以上）は増加が続き、構成割合も上昇が続いている。

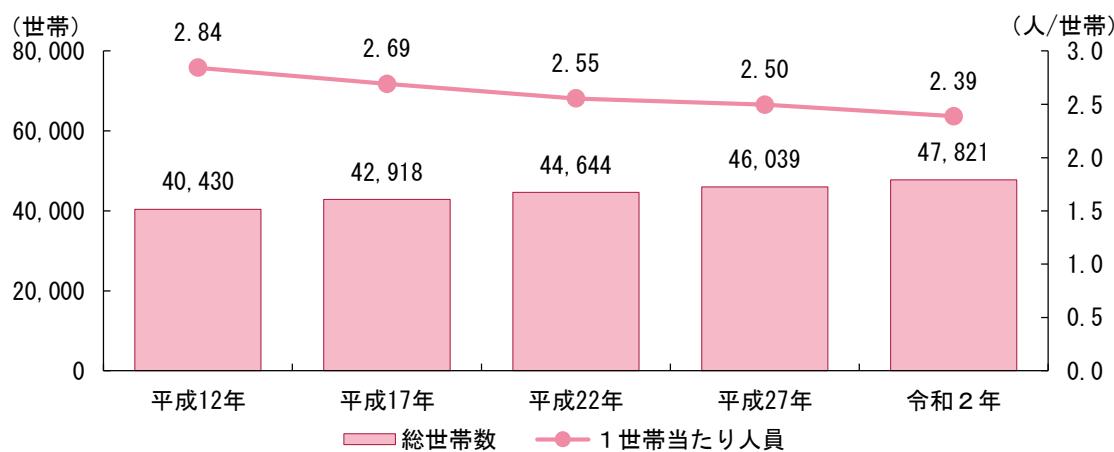
世帯数の推移を見ると、総世帯数は増加が続き、令和2年には47,821世帯となっていますが、1世帯当たり人員は減少が続いており、令和2年は2.39人となっています。

■総人口・年齢区分別人口の推移



出典：国勢調査

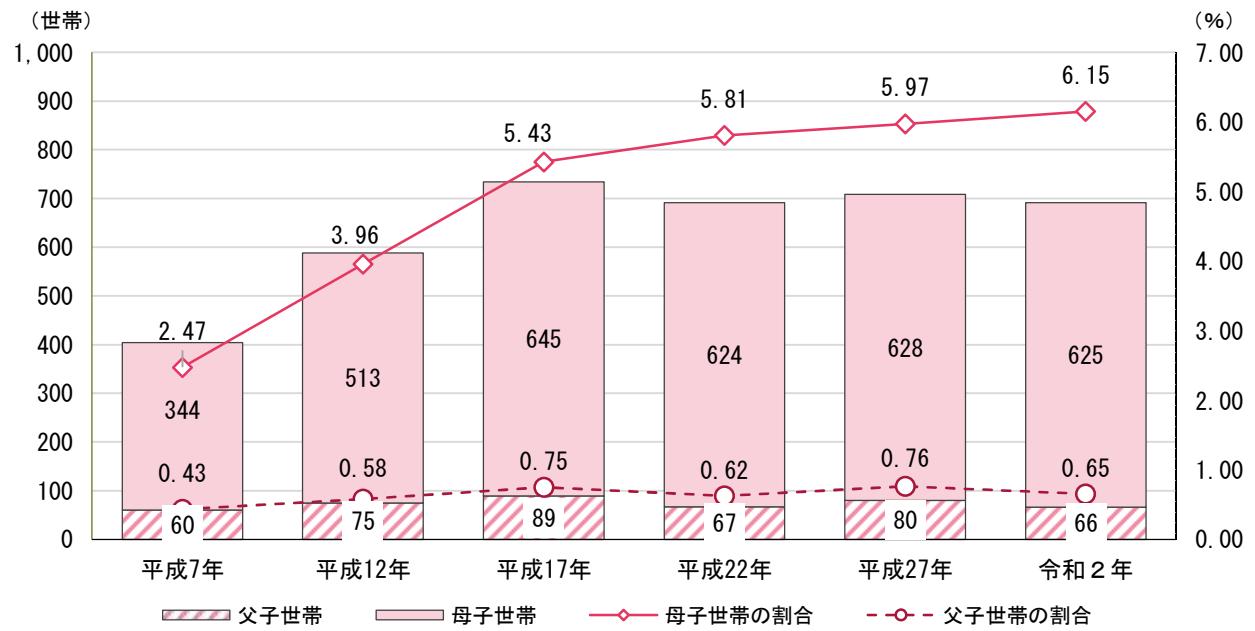
■世帯数の推移



出典：国勢調査

18歳未満のいるひとり親世帯数は、平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年以降は横ばいとなっていますが、18歳未満のいる一般世帯数に占める18歳未満のいる母子世帯数の割合は、年々上昇傾向となっています。

■18歳未満のいるひとり親世帯数の推移



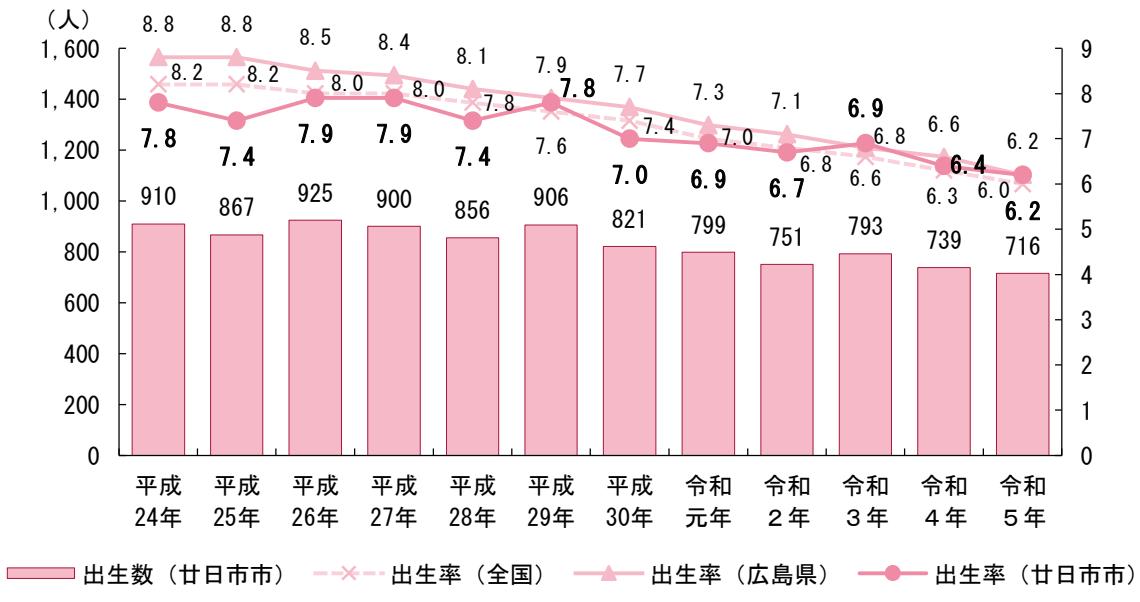
出典：国勢調査

(2) 出生率の推移

出生数・出生率の推移を見ると、本市の出生数は年による増減はあります、減少傾向となっており、令和5年は716人となっています。本市の出生率は、平成29年までは7.0を超えていましたが、令和元年以降は、7.0を下回っています。

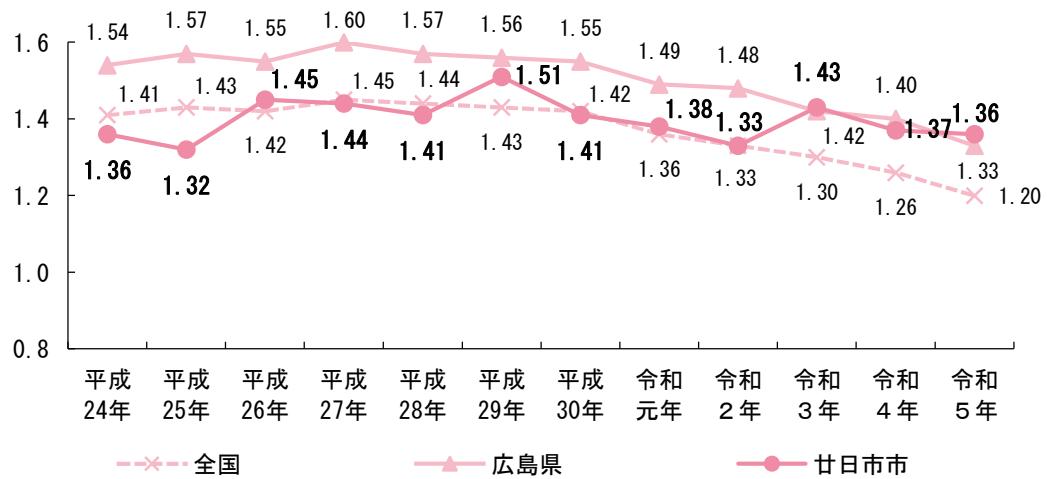
合計特殊出生率の推移を見ると、平成29年の1.51から低下が続いていましたが、令和3年に上昇し、令和5年は1.36となっています。全国、広島県と比較すると、平成26年以降は、全国と同程度か上回っており、広島県を下回って推移していましたが、令和3年以降は同程度となっています。

■出生数・出生率の推移



出典：広島県人口動態統計年報

■合計特殊出生率の推移



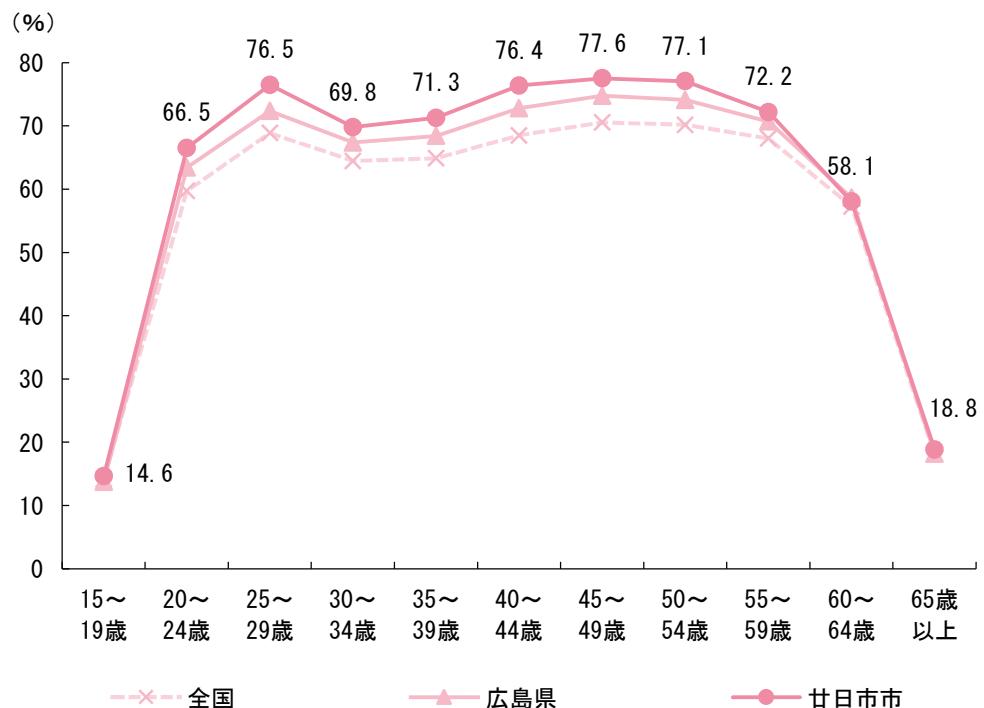
出典：広島県人口動態統計年報、廿日市市は独自集計

(3) 女性の就業率

年齢階層別（5歳区切り）の就業率を見ると、30歳代はその前後と比較して低くなっています。出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見られます。

全国、広島県と比較すると、20歳代から50歳代にかけて、どちらも上回っています。

■年齢階層別（5歳区切り）の就業率



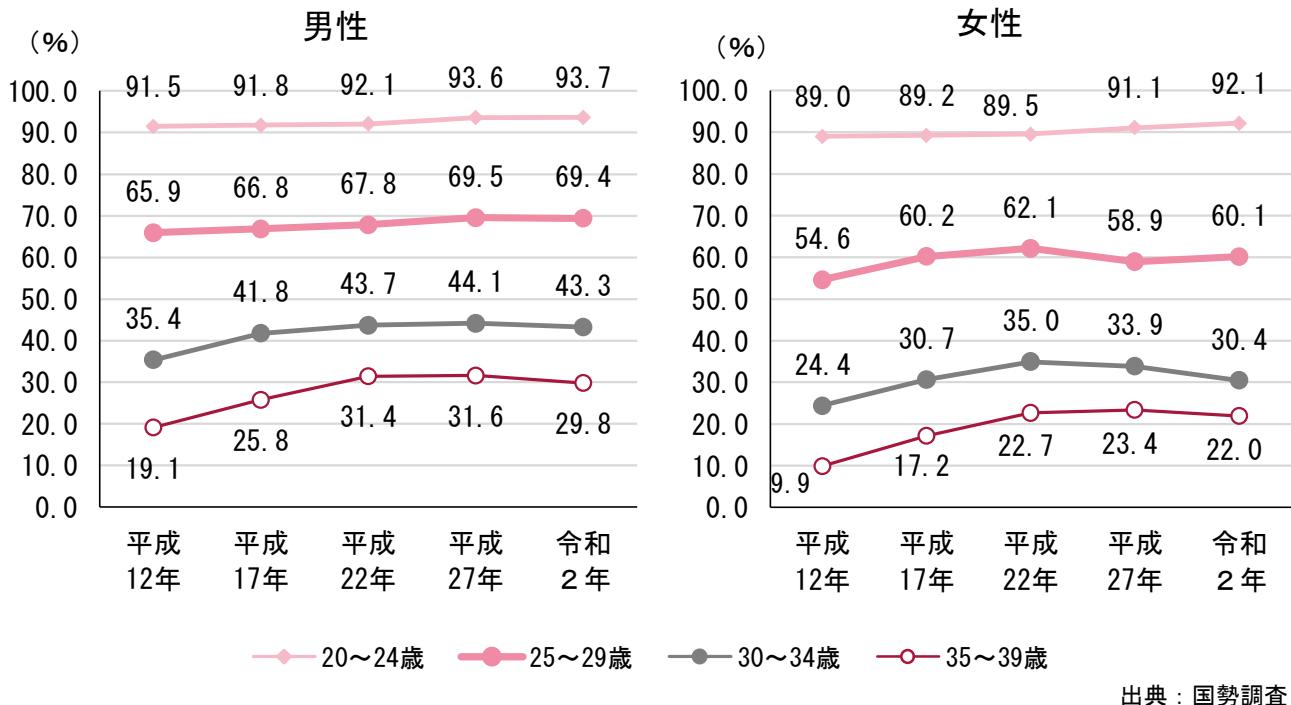
	単位：%											
	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
廿日市市	14.6	66.5	76.5	69.8	71.3	76.4	77.6	77.1	72.2	58.1	18.8	
広島県	13.8	63.5	72.4	67.4	68.4	72.8	74.8	74.1	70.7	58.7	18.2	
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	18.1	

出典：令和2年国勢調査

(4) 20~30代の未婚率の推移

30~34歳、35~39歳の未婚率は、男性は平成27年までは上昇傾向にありました。令和2年にはやや減少しています。女性は平成22年までは上昇傾向にありました。平成27年以降は減少に転じています。

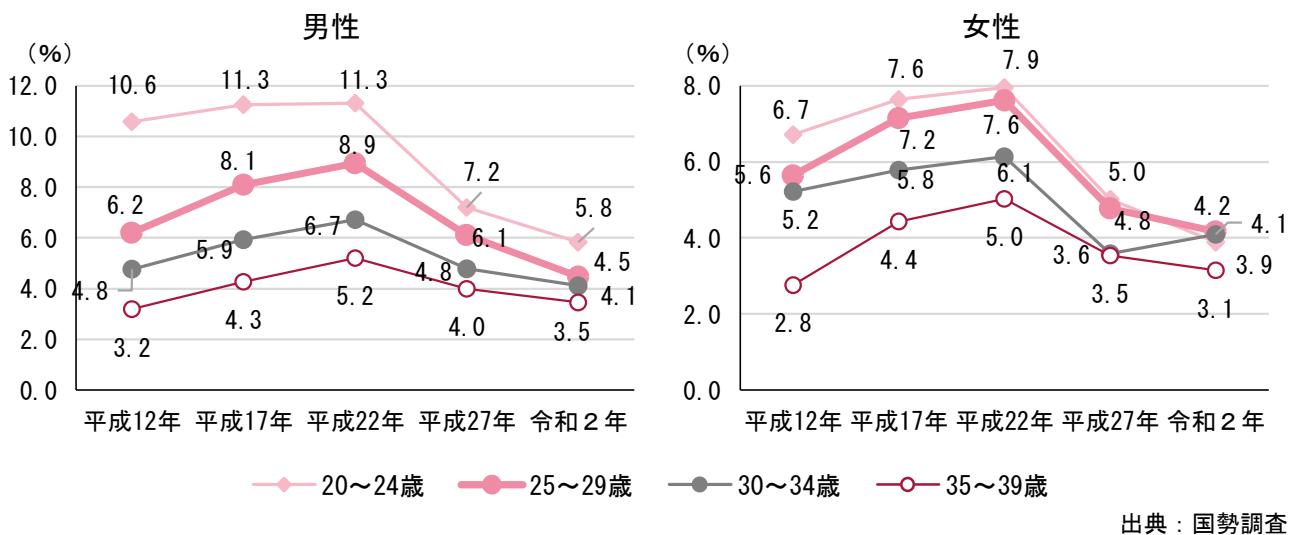
男性は女性と比較して、全体的に未婚率が高い傾向がうかがえます。



(5) 20~30代の完全失業率の推移

男女ともに、平成22年までは上昇傾向となっていましたが、平成27年には減少に転じています。

平成27年から令和2年にかけて、全体的に減少している一方で、女性の30~34歳については上昇しています。

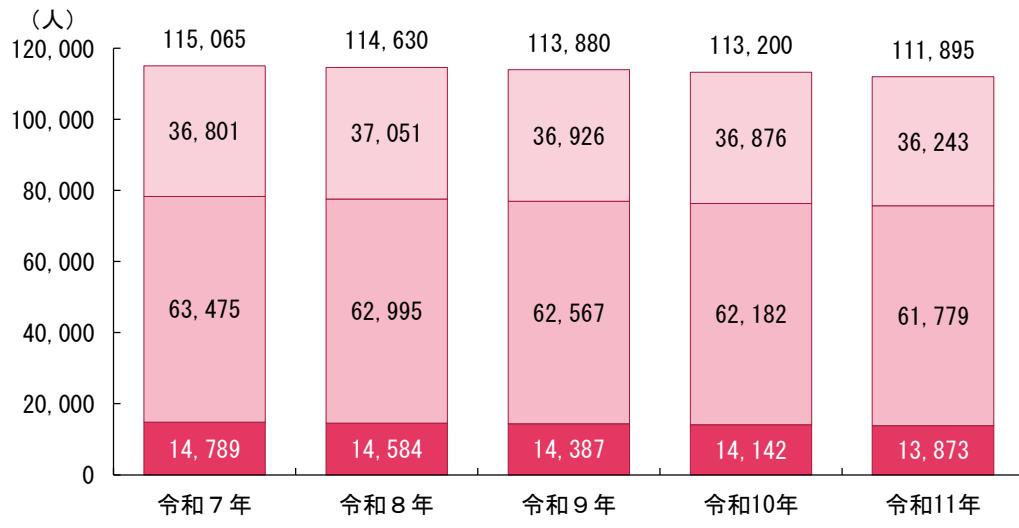


(6) 推計人口

人口の推計を見ると、計画期間中の令和11年まで、総人口、年少人口ともに減少が続くものと見込まれます。

児童数の推計を見ると、就学前児童計、小学生児童計ともに減少が続くものと見込まれます。

■人口の推計



■ 年少人口 (0~14歳) ■ 生産年齢人口 (15~64歳) ■ 高齢者人口 (65歳以上)

出典：実績値は、住民基本台帳人口（各年4月1日）、推計値はコーホート変化率法により算出

■児童数の推計

単位：人

	令和5年 4月1日 現在	令和6年 4月1日 現在	推計児童数				
			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	730	707	701	684	670	656	640
1歳	847	783	781	760	741	725	709
2歳	869	891	823	812	791	772	756
3歳	879	904	914	853	842	821	802
4歳	950	904	920	932	870	859	838
5歳	1,060	959	917	940	952	889	878
就学前児童計	5,335	5,148	5,056	4,981	4,866	4,722	4,623
6歳	1,062	1,073	988	932	955	967	903
7歳	1,054	1,072	1,088	997	941	964	976
8歳	1,123	1,061	1,077	1,093	1,002	946	969
9歳	1,091	1,123	1,065	1,083	1,099	1,007	951
10歳	1,093	1,091	1,136	1,071	1,089	1,105	1,013
11歳	1,067	1,101	1,102	1,140	1,075	1,093	1,109
小学生児童計	6,490	6,521	6,456	6,316	6,161	6,082	5,921
12~18歳	7,364	7,392	7,408	7,469	7,584	7,643	7,644
19~29歳	10,924	10,855	10,436	10,257	10,100	10,054	9,991

出典：実績値は、住民基本台帳人口（各年4月1日）、推計値はコーホート変化率法により算出

2 こども・子育てにかかる支援事業一覧（令和8年4月1日時点）

(1) 認定こども園・保育園・地域型保育事業（認可保育施設）

■認定こども園・保育園・地域型保育事業（認可保育施設）の一覧

地域	施設名	施設類型	所在地	対象月齢	開園時間	延長保育時間	一時保育
廿日市地域	佐方保育園	公保	城内 3-5-16	1歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	平良保育園	公保	平良 1-21-8	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	原保育園	公保	原 967	1歳～5歳	7：30～18：30	-	○
	宮内保育園	公保	宮内 1508-2	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	宮園保育園	公保	宮園 1-1	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	地御前保育園	公保	地御前 4-4-30	0歳～5歳	7：30～18：30	-	
	阿品台東保育園	公保	阿品台東 3-37	1歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	阿品台西保育園	公保	阿品台西 6-63	0歳～5歳	7：30～18：30	-	
	公私連携 廿日市保育園	私保	廿日市 2-1-6	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	公私連携 串戸保育園	私保	串戸 2-13-3	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	アイグラン保育園廿日市	私保	下平良 1-3-36 有信廿日市ビル5階	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	アイグラン保育園廿日市中央	私保	下平良 1-7-7	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	アイグラン保育園住吉	私保	住吉 1-2-38	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	アイグラン保育園串戸	私保	串戸 5-2-6	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	アイグラン保育園地御前	私保	地御前 1-3-28	0歳～2歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	にこにこの森保育園	私保	新宮 1-3-33	0歳～5歳	7：30～19：30	18：30～19：30	
	廿日市いちご保育園佐方	私保	城内 2-7-2-102	0歳～5歳	7：30～19：30	18：30～19：30	
	アトリエREIレイ こども舎さがた	私保	佐方 639-1	0歳～5歳	7：00～19：00	7：00～7：30 18：30～19：00	○
	さつき保育園	私保	平良山手 11-47	0歳～2歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	さつき第2保育園	私保	城内 2-13-25	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	廿日市こども園	私二	桜尾本町 2-19-5	0歳～5歳	7：30～19：30	18：30～19：30	○
	みどりの森ようこうこども園	私二	陽光台 5-1	0歳～5歳	7：30～19：30	18：30～19：30	○
	くすのき幼稚園	私二	四季が丘 2-15-1	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	ふじこども園	私二	阿品 4-24-24	1歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	保育所ちびっこいろは園	私小	宮内 4241-2	0歳～2歳	7：30～18：30	-	
	おおぞら保育園廿日市	私事	宮内 2-7-1	0歳～2歳	7：30～18：30	-	
佐伯・吉和地域	友和保育園	公保	友田 30-1	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	津田保育園	公保	津田 4160-1	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	吉和保育園	公保	吉和 1513	0歳～5歳	7：30～18：30	-	○
	友和こども園	私二	友田 24-513	1歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
大野・宮島地域	深江保育園	公保	深江 2-11-25	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	池田保育園	公保	物見西 3-7-10	0歳～5歳	7：30～18：30	-	○
	いもせ保育園	公保	大野原 2-10-3	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	
	梅原保育園	公保	梅原 2-5-12	0歳～5歳	7：30～18：30	-	○
	公私連携 丸石保育園	私保	丸石 2-16-23	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	廿日市くじら保育園	私保	大野 3240-1	0歳～5歳	7：00～19：00	18：00～19：00	
	アトリエREIレイ こども舎おのの	私保	沖塩屋 3-1-11	0歳～5歳	7：00～19：00	7：00～7：30 18：30～19：00	○
	公私連携 宮島こども園	私二	宮島町 779-5	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	フルムーンインターナ ショナルこども園おおの	私二	大野 696-1	0歳～5歳	7：30～19：00	18：30～19：00	○
	つきのひかり国際こども園	私二	大野 625-1	0歳～5歳	7：00～18：30	7：00～7：30	○

※公保：公立保育園 私保：私立保育園 私二：私立認定こども園 私小：私立小規模保育園 私事：私立事業所内保育園

(2) 幼稚園

■幼稚園の一覧

地域	幼稚園名	所在地	預かり保育
廿日市地域	ほうりん廿日市幼稚園	佐方三丁目2番28号	○
	山陽女子短期大学附属幼稚園	佐方本町1番1号	○
	廿日市聖母マリア幼稚園	可愛11番8号	○
	つくし幼稚園	阿品台二丁目15番1号	○
大野地域	かえで幼稚園	対巖山二丁目9番13号	○

(3) 子育て相談・支援サービス機関

①家庭児童相談室（家庭での児童養育・児童虐待など児童に関する相談）

- ・相談日時 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
- ・相談場所 子育て応援室支援係（山崎本社 みんなのあいプラザ）

②児童家庭支援センター コスモス（児童と家庭に関する専門的な相談・援助）

- ・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前9時～午後5時
- ・所在地 丸石一丁目1番12号

③電話育児相談（各公立保育園での電話相談）

- ・相談日時 月～金曜日（祝・休日・年末年始を除く） 午後1時～午後5時

④子育てに関する相談（育児に関する相談や子育て情報の提供）

ネウボラ (妊娠から子育てまで 一貫して支援する体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前8時30分～午後5時15分 ・相談場所 ネウボラはつかいち（山崎本社みんなのあいプラザ内） ネウボラさいき（佐伯支所内） ネウボラおおの（大野支所内） ネウボラよしわ（吉和支所内） ネウボラみやじま（宮島支所内）
産前産後 サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前9時～午後4時 ・相談場所 学研廿日市市多世代サポートセンター内 1階
廿日市子育て 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時 土・日曜日・祝日 午前10時～午後5時 ・相談場所 山崎本社 みんなのあいプラザ内 1階
大野子育て 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時 月～日曜日 午前9時～午後5時 ・相談場所 廿日市市多世代活動交流センター フジタ スクエア まるくる大野内 1階
佐伯子育て 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後4時 ・相談場所 津田児童館内
地御前子育て 支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後4時 ・相談場所 学研廿日市市多世代サポートセンター内 1階

⑤児童発達支援センター

広島西こども発達支援センター くれよん	・所在地 四季が丘十一丁目23番地
児童発達支援センター おひさま	・所在地 陽光台三丁目1番地3

(4) 病児保育

病児保育室ゆう 《平田内科小児科医院》	・開所日時 月～土曜日（祝・休日を除く） 午前8時30分～午後7時 ・所在地 阿品台三丁目1番1-209号
------------------------	--

(5) こどもの保健サービス

育児相談・乳幼児健康診査・離乳食講座等を行っています。

担当名	所在地
ネウボラはつかいち	新宮一丁目13番1号
ネウボラさいき	津田1989番地
ネウボラよしわ	吉和1886番地
ネウボラおおの	大野一丁目1番1号
ネウボラみやじま	宮島町1165番地6

(6) 記録所等（認可外保育施設）

託児所名	所在地	一時保育
託児所なかよしルーム	下平良一丁目1番5号	○
にこにこキッズくしど保育園	串戸三丁目1番6号	○
ひだまり保育園	宮内工業団地1番地9	○
託児保育にこにこキッズ	串戸二丁目3番15号	○
おうち保育ぱっと	宮内四丁目14番18号	○
あまの保育園	串戸五丁目3番45号	水・土のみ
あいぐらん保育園宮島街道	廿日市二丁目9番9号	
ゆめジャングルほいくえん	下平良二丁目2番1号	
お家保育ひなたぼっこ	宮内1725番地6	

(7) ファミリー・サポート・センター

育児・家事等の援助をしてほしい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）が、お互い会員になって助け合う仕組みです。

・連絡場所（廿日市市社会福祉協議会）

本部（新宮一丁目13番1号）	佐伯事務所（津田4109番地）
吉和事務所（吉和1771番地1）	大野事務所（大野一丁目1番1号）
宮島事務所（宮島町960番地2）	

(8) 子育て支援短期利用事業

家庭で、緊急・一時的に児童の養育が困難になったときに児童養護施設などでお預かりします。

・利用時間等

	ショートステイ	トワイライトステイ
対象児童	18歳未満の児童	小学生又はこれに準ずる児童
利用理由	疾病・育児疲れ・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・転勤・出張・学校等の公的行事への参加 など	仕事その他の理由
利用時間（期間）	原則7日以内	原則午後10時まで
利用施設	光の園摂理の家 所在地 廿日市市地御前 1895 番地2 丸石こどもの家 所在地 廿日市市丸石一丁目 1番 12号	ほか

3 こども・若者の居場所に関する事業・施設

(1) 留守家庭児童会（放課後児童クラブ）

放課後、保護者が就労などによって家庭で保育できない小学生を保育し、児童の健全な育成を図っています。

児童会名	施設類型	所在地
廿日市児童会	公立	本町2番13号（廿日市小学校内）
平良児童会	公立	陽光台一丁目4番地1（平良小学校内）
原児童会	公立	原433番地（原小学校内）
宮内児童会	公立	宮内1518番地（宮内小学校内）
地御前児童会	公立	地御前四丁目3番1号（地御前小学校内）
佐方児童会	公立	佐方10番地1（佐方小学校内）
阿品台東児童会	公立	阿品台東2番1号（阿品台東小学校内）
阿品台西児童会	公立	阿品台西1番1号（阿品台西小学校内）
金剛寺児童会	公立	地御前二丁目22番1号（金剛寺小学校内）
宮園児童会	公立	宮園一丁目1番地2（宮園小学校内）
四季が丘児童会	公立	四季が丘八丁目1番地1（四季が丘小学校内）
友和児童会	公立	友田30番地1（友和小学校内）
津田児童会	公立	津田2740番地（津田小学校内）
大野東児童会	公立	大野840番地6（大野東小学校内）
大野西児童会	公立	大野原四丁目3番11号（大野学園内）
宮島児童会	公立	宮島町779番地2（宮島学園内）
吉和児童会	公立	吉和1555番地1（吉和学園内）
さつき児童会	民間	平良山手11番47号
にこにこアフタースクール串戸	民間	串戸2丁目3番15号
つきのひかりキッズクラブ	民間	大野647番地1
フルムーンインターナショナル キッズクラブ	民間	大野697番地1 2階
にこにこアフタースクールまるくる大野	民間	大野1328番地 廿日市市多世代活動交流センター フジタスクエアまるくる大野 2階

(2) 放課後子ども教室

放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民が中心となって、こどもたちが安全に過ごせる居場所を確保し、勉強や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を実施しています。

本部名	放課後子ども教室名	活動場所	開催日・開催時間
廿日市小学校区 地域学校協働本部	学習支援教室	佐方会館	毎週火・金 16:00~17:00 夏季休業中 9:30~11:00 冬季休業中 13:30~15:00
平良小学校区 地域学校協働本部	放課後子ども教室	平良市民センター 平良小学校内	不定期
原小学校区 地域学校協働本部	木曜教室	原小学校内	不定期
佐方小学校区 地域学校協働本部	放課後子ども教室	佐方市民センター	毎週木 15:30~16:30
金剛寺小学校区 地域学校協働本部	放課後子ども教室	串戸市民センター	長期休業中 不定期
宮園小学校区 地域学校協働本部	子どもの居場所づくり	宮園小学校内	長期休業中 不定期
津田小学校区 地域学校協働本部	放課後子ども教室	津田小学校内	毎週木 授業終了後~16:30
大野東中学校区 地域学校協働本部	放課後はつかいち 寺子屋塾	大野東小学校内 フジタスクエア まるくる大野	毎週火 授業終了後~17:00 土日・長期休業中 不定期
大野学園 地域学校協働本部	放課後はつかいち 寺子屋塾	大野学園内 フジタスクエア まるくる大野	毎週水 授業終了後~17:00 土日・長期休業中 不定期

※地域住民主体の活動のため、開催日等が変更になる場合があります。

(3) 児童館

18歳未満のこどもを対象に、遊びを通じたこどもの健全育成活動を行っています。

児童館名	所在地	開館時間
平良児童館	陽光台一丁目4番地1	通常期 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午前12時 土曜日 午前10時～午後5時 小学校の長期休業中 終日休館
友和児童館	友田30番地1	月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後5時
津田児童館	津田4109番地	月～土曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午後0時30分 午後1時～午後4時30分
大野東児童館	大野840番地6	通常期 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午前12時 土曜日 午前10時～午後5時 小学校の長期休業中 終日休館
大野西児童館	大野原四丁目3番11号	通常期 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前10時～午前12時 土曜日 午前10時～午後5時 小学校の長期休業中 終日休館

(4) 市民センター（公民館類似施設を含む）

施設名	所在地
中央市民センター	天神 11 番 29 号
平良市民センター	平良二丁目 7 番 6 号
原市民センター	原 439 番地 2
宮内市民センター	宮内 1553 番地
地御前市民センター	地御前三丁目 10 番 5 号
佐方市民センター	佐方一丁目 4 番 28 号
阿品市民センター	阿品二丁目 23 番 8 号
串戸市民センター	串戸二丁目 13 番 13 号
阿品台市民センター	阿品台四丁目 1 番 41 号
宮園市民センター	宮園三丁目 1 番地 5
四季が丘市民センター	四季が丘五丁目 13 番地 3
友和市民センター	友田 407 番地 1
津田市民センター	津田 4218 番地
あさはらまちづくり交流センター	浅原 2654 番地 3
玖島ふれあいセンター	玖島 4347 番地 1
吉和ふれあい交流センター	吉和 1886 番地 1
フジタ スクエア まるくる大野 (多世代活動交流センター)	大野 1328 番地
大野西市民センター	丸石二丁目 5 番 17 号
大野東市民センター	宮島口東二丁目 12 番 5 号
etto 宮島交流館 (宮島まちづくり交流センター)	宮島町 412 番地
宮島まちづくり交流センター杉之浦	宮島町 993 番地 1

(5) 子ども相談室

不登校または不登校傾向の児童生徒に心安らぐ居場所を提供し、その上で学習の機会を保障するなど、社会的自立に向けた支援を行います。

・運営日 月～金曜日（祝・休日を除く） 午前9時30分～午後4時30分

教室名	所在地
廿日市教室	新宮一丁目 13 番 1 号（山崎本社みんなのあいプラザ 3 F）
大野教室	大野 4124（旧大野福祉保健センター別館）
佐伯教室	津田 1989（佐伯支所 3 F）

(6) 学習支援など

生活保護世帯や生活困窮世帯等の学習の環境に困難を抱えるこどもが安心して過ごせる居場所を提供し、学習習慣を定着に向けた支援を行います。

名称	場所	対象	開催日	開催時間
まるっと（訪問型）	自宅、公共施設（市民センター）等	小学生～高校生	原則平日	10:00～19:00
まるっと（集合型）	市民センター等	小学生～高校生	原則土日	
学びのクラブ	阿品台市民センター	中学生・高校生	毎週 月・木	18:30～20:30
梅原児童クラブ	梅原集会所	小学生	毎週 木	15:00～17:30
梅原学習会	梅原集会所	中学生・高校生	毎週 木	18:00～20:00
b & g 廿日市+	廿日市高齢者ケアセンター 1階	小学生（1年生～6年生）	月～金	14:00～20:00

4 第2期子ども・子育て支援事業計画の検証と評価

「第2期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」で定めた数値目標の進捗状況は次のとおりです。

(1) 「基本目標1 教育・保育サービスを充実させる」の進捗・評価

0～2歳の保育園定員は、市全体としては拡大が進みましたが、今後、保育士の配置基準の見直しなど、拡大に向けては課題があります。このため、保育士の労働環境の整備・改善のため、保育園のICT化による負担軽減や保育士の待遇改善などを進め、保育士の確保に努めていく必要があります。また、保育施設に関しては、保護者のニーズに応じた柔軟なサービスを提供し、年度当初の待機児童の解消も進み、定員に対して空きが発生している施設もあるため、今後、空き定員を活用した事業を実施するなど、保育施設の活用を検討していくことが求められます。

緊急メールサービスは全ての園での実施が続いている、様々な災害を想定した避難訓練も実施していますが、今後は保護者も参加した救急救命や児童引き渡し訓練の実施、地域等と連携した避難訓練の実施についても検討していく必要があります。

数値目標	単位	令和6 年度 目標値	第1期	第2期計画の進捗					
			令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	達成率
(1) 教育・保育量を充足させる									
0歳～2歳の保育園定員	人	737	568	601	607	609	618	624	84.7%
廿日市・七尾・四季が丘中学校区	人	373	227	237	252	262	248	249	66.8%
野坂・阿品台中学校区	人	117	74	70	51	51	51	52	44.4%
佐伯中学校区	人	9	9	9	9	9	9	9	100.0%
吉和中学校区	人	434	348	352	345	345	373	373	85.9%
大野東・大野・宮島中学校区	人	1,670	1,226	1,269	1,264	1,276	1,299	1,307	78.3%
合計	人								
延長保育の実施園数	園	31	28	30	31	32	33	33	106.5%
ファミリー・サポート・センターの利用者数	人日	480	375	424	377	340	370	414	86.3%
子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の利用者数	人日	50	25	77	144	96	102	110	220.0%
病児保育の利用者数	人日	1,160	663	210	518	727	1,009	827	71.3%
休日保育の実施園数	園	3	0	0	0	1	1	1	33.3%
幼稚園での預かり保育の利用者数	人	63,331	56,328	36,422	35,321	35,836	36,312	38,703	61.1%
保育園での一時預かり保育の実施園数	園	17	10	15	17	18	19	19	111.8%
認可保育園の第三者評価受審実施率（開園5年目以降園対象）	%	100	47	67	61	58	54	54	54.0%

数値目標	単位	令和6 年度 目標値	第1期	第2期計画の進捗					
			令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	達成率
(2) 幼保小が連携し、教育・保育の質を向上させる									
認可保育園のＩＣＴ化実施園数	園	全	9	15	23	37	38	39	97.5%
(3) 安全・安心な教育・保育環境をつくる									
緊急メールサービス実施園率	%	100	100	100	100	100	100	100	100.0%



(2) 「基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を応援する」の進捗・評価

ネウボラ体制の実施箇所やポピュレーションアプローチ(※)の回数を増やすことによって、特に支援を必要とする家庭だけでなく、全ての家庭に対して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制を充実させました。

乳幼児健康診査受診率はおおむね9割を超えていましたが、今後も未受診者への勧奨により受診率の向上を図っていく必要があります。また、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行っていくよう、5歳児健康診査（相談）の実施が求められます。

留守家庭児童会の定員については、市全域では目標値を上回っていますが、今後も小学校区ごとに需要を適切に把握し、受皿確保を行っていく必要があります。また、利用時間の拡大や職員の研修等の実施等により、留守家庭児童会の質をより高め、子どもの居場所づくりの充実を図っていくことが求められます。

配慮が必要な子どもの支援については、保育士等療育支援研修の充実や「はつかいち外国人相談センター」の開設による多言語での相談対応など、支援を充実させてきましたが、支援のニーズは高まっており、今後も誰一人取り残さず、全ての子ども、子育て家庭が必要な支援を受けられる体制の充実を図る必要があります。

※ ポピュレーションアプローチ…全体的にリスクを下げるため、高いリスクを持った人に限定せず、集団に働きかける取組。

数値目標	単位	令和6 年度 目標値	第2期計画の進捗							
			第1期 令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	達成率	
(1) ネウボラで包括的な支援体制をつくる										
ネウボラ体制の実施箇所	か所	5	3	5	5	6	6	6	120.0%	
ポピュレーションアプローチの回数	回/人	8	5	6	7	8	8	8	100.0%	
(2) 子どもと母親の健康づくりを支える										
妊婦健康診査受診券平均利用枚数	枚/人	14 (全数)	7	7.4	7.4	7.7	7.6	7.6	54.3%	
乳児家庭全戸訪問事業実施件数	件	876	750	546	597	662	627	594	67.8%	
乳児家庭全戸訪問事業実施割合	%	100	97.3	70.3	74.8	89.0	90.7	88.4	88.4%	
特定不妊治療の申請者数	人	72	60	48	67	33	28	58	80.6%	
乳幼児健康診査受診率 (集団健診)	4か月 ※令和3年4月から個別健診	%	100	95.6	94.3	98.3	92.9	99.0	98.1	98.1%
	1歳6か月	%	100	95.4	92.5	94.7	97.5	98.0	93.0	93.0%
	3歳6か月	%	100	93.8	93.6	94.3	97.7	97.6	89.9	97.6%
朝食を毎朝食べる子どもの割合	1歳6か月	%	100	97.2	98.3	97.9	97.4	98.6	98.1	98.1%
	3歳	%	100	97.0	97.6	97.6	97.2	97.4	95.7	95.7%
	小学生	%	100	96.0	未実施	95.4	96.1	95.6	94.3	94.3%
	中学生	%	100	94.3	未実施	92.2	93.7	93.0	91.4	91.4%
(3) 身近に利用できるサービスを拡充する										
子育て支援センターの利用者数	人日/月	2,273	1,420	906	1,002	1,160	2,615	2,683	118.0%	
子育て支援センター設置箇所数	か所	4	3	3	3	4	4	4	100.0%	

数値目標	単位	令和6 年度 目標値	第1期	第2期計画の進捗						
			令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	達成率	
(4) 豊かな心と生きる力を育む										
留守家庭児童会の定員 ()は最大登録児童数	廿日市小学校	人	170 (207)	130	130	130	130	130	76.5%	
	平良小学校	人	80 (164)	80	80	90	90	90	112.5%	
	原小学校	人	40 (17)	40	40	40	40	40	100.0%	
	宮内小学校	人	80 (161)	80	80	129	129	129	161.3%	
	地御前小学校	人	90 (118)	80	80	88	88	88	97.8%	
	佐方小学校	人	130 (197)	80	80	90	110	110	115.4%	
	阿品台東小学校	人	60 (95)	60	60	60	60	60	100.0%	
	阿品台西小学校	人	120 (134)	80	80	80	90	99	82.5%	
	金剛寺小学校	人	40 (72)	40	40	43	43	43	107.5%	
	宮園小学校	人	60 (56)	60	60	60	60	60	100.0%	
	四季が丘小学校	人	100 (64)	100	100	100	100	100	100.0%	
	友和小学校	人	60 (52)	60	60	60	60	60	100.0%	
	津田小学校	人	60 (23)	60	60	60	60	60	100.0%	
	吉和小学校	人	20 (7)	40	40	40	17	17	85.0%	
	大野東小学校	人	170 (284)	170	170	170	186	203	119.4%	
	大野西小学校	人	170 (205)	80	80	170	184	198	116.5%	
	宮島小学校	人	60 (23)	60	60	60	60	60	100.0%	
	市全域	人	1,510 (1,879)	1,300	1,300	1,470	1,507	1,547	1,587	105.1%
留守家庭児童会の開所時間 (長期休業)			8:00～ 18:30	8:00 ～ 18:30	8:00 ～ 18:30	8:00 ～ 18:30	8:00 ～ 18:30	8:00 ～ 18:30	達成	
民間児童会への補助等		件	5	0	0	2	2	4	4	80.0%
放課後子ども教室の実施学校数		校	17 (全小学校)	9	10	10	10	9	7	41.2%
将来の夢や目標を持ってい る児童・生徒の割合	小学校5年生	%	100	91.2	未実施	90.6	88.5	89.7	90.6	90.6%
	中学校2年生		100	74.1	未実施	71.1	72.7	68.4	72.3	72.3%
移動図書館車の巡回園数		園	16	13	未実施	14	14	14	14	87.5%
(5) 配慮の必要な子どもの支援を拡充する										
保育士等療育支援研修の実施回数		回	10	7	6	1	6	7	11	110.0%
(6) 貧困や様々な課題を抱える子どもの支援を充実する										
養育支援訪問事業訪問件数		件	360	251	279	380	303	222	202	56.1%
子ども家庭総合支援拠点の設置			設置	未設置	設置	設置	設置	設置	設置	達成

(3) 「基本目標3 地域力で子育てを支える」の進捗・評価

再就職支援講座等への出前トークの回数は令和元年度よりも増加していますが、目標値の半分であり、子育てしながら安心して働く社会をつくっていくため、仕事と育児・介護が両立できる制度や取組の周知・広報を進めるとともに、女性の職場復帰や再就職について企業に対しての普及啓発も進めていく必要があります。

地域住民の子育てへの参画の促進については、ファミリー・サポート・センターの提供会員数が減少傾向であり、引き続き利用促進、提供会員の確保・育成を行っていく必要があります。また、令和5年度から全小中学校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）となり、各校で「育てたい子ども像」などをテーマに熟議を行い、目的の共有を図っています。社会全体でこどもたちの成長を支えるため、今後も研修の実施や情報発信、活動支援などを行います。

交通安全教室については、ほとんどの幼稚園・保育園・小学校で実施し、こどもが交通ルールを学ぶ機会を確保しました。交通安全教室だけでなく、地域での見守り活動や通学路等の合同点検など、これまでの取組を引き続き実施し、こどもの安全を地域で守っていきます。

数値目標	単位	令和6 年度 目標値	第1期	第2期計画の進捗					
			令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	達成率
(1) 子育てしながら安心して働く社会をつくる									
再就職支援講座等への出前 トークの回数	回	8	3	3	3	4	4	4	50.0%
(2) 地域住民の子育てへの参画を促進する									
ファミリー・サポート・セン ターの提供会員数	人	480	348	348	319	332	253	271	56.5%
(3) 地域の子どもの安全を地域で守る									
交通安全教室の実施回数 (幼稚園・保育園・小学校)	回	全学校園	47	41	42	47	56	58	98.3%



(4) 第2期子ども・子育て支援事業計画の総括

令和2年度から令和6年度の主な成果と課題を、次のとおりまとめました。

①代表的な取組

ア 産前産後サポートセンターの開設

令和4年4月にJA広島総合病院横の複合施設内に産前産後サポートセンターを開設し、保健師や助産師等の専門職を配置して、相談支援や健康教育を行うだけでなく、イベント等を通して、保護者同士の交流の場を創出しました。(延利用者数 令和4年度 4,550人、令和5年度 6,454人)

イ こども医療費助成制度の拡充

子育て家庭が安心して医療を受診できるように、令和2年8月から所得制限を撤廃し、通院の助成対象を小学3年生から小学6年生まで拡大しました。さらに、令和6年9月から入院・通院の助成対象をともに高校3年生まで拡大しました。(一部負担金 一医療機関につき1日500円 通院4日、入院14日／月まで)

ウ 子育てリビングの整備

令和5年3月に廿日市市多世代活動交流センター(フジタスクエアまるくる大野)内に子育てリビング(子育て支援センター及び留守家庭児童会)を整備しました。子育て支援センターだけでなく、ロビーホールをはじめ施設全体が、多くの親子や小中学生の居場所として機能しています。

エ 留守家庭児童会の受皿確保

大野西・佐方小学校区で新たに市立の留守家庭児童会専用施設を建築するとともに、廿日市地域や大野地域における民間留守家庭児童会(4か所)の整備を支援し、計画期間中に、287人分の受皿を確保しました。

オ 教育・保育のICT化

学校や保育園等の教職員や保育士等の事務負担軽減のため、学校の校務処理や保育園の登降園管理等において、ICTの活用を進めました。また、国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人1台端末を整備しました。

カ コミュニティ・スクールの設置

令和5年度から全小中学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会が設置された学校)を導入し、各校で教職員や保護者、地域住民が総掛かりでこどもや地域の未来のために当事者意識を持って学校運営に取り組む仕組みを構築しました。

②主な成果など

令和6年1月30日の総務省統計局発表によると、令和5年の本市の転入超過数は、県内1位、中四国地方においても2位の505人となり、9年連続の転入超過を記録しました。特に、0～4歳と30～34歳の転入超過数が多く、子育てしやすいまちとして選ばれています。また、日経BP総合研究所の調べによるシティブランド・ランギングー住みよい街2024ーでは、県内1位、中四国地方においても1位に評価されるなど、働く世代から住みよい街として認識されています。さらには、3歳6か月の乳幼児健診時のアンケートで『今後もこの地域で子育てをしていきたいですか』という問い合わせに対し、98.7%の方が「はい」と答えており、ほとんどの子育て家庭が本市で子育てを続けたいと考えています。

しかし、直近10年（平成26年～令和5年）で、出生数は減少し、4月1日時点の児童数（0～18歳）についても、令和元年と令和6年を比較すると537人少なく、少子化が進んでいる状況です。

今後の人口や児童数も緩やかな減少が見込まれ、資源（人、もの、お金、情報、時間）が限られる中、こども一人ひとりの成長の観点から「こども誰でも通園制度」の実施体制の構築や、将来を見据えた教育・保育施設の長寿命化対策が求められています。

女性の社会進出や晩婚化による高齢出産の増加、核家族化やひとり親家庭の増加など子育て環境の変化とともに、子どもの貧困やヤングケアラーなど新たな課題も顕在化しつつあります。このような状況に対応するため、子育て家庭の経済的負担の軽減や個別的な支援、また子どもにとって居心地が良い、安心できる居場所づくりを拡充させる必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 将来像

令和5年に施行されたこども基本法においては、「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組む」こととされています。また、こども基本法に基づくこども大綱においては、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）を目指すとしています。

本市では、令和6年2月に「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を行い、まち全体でこどもと子育て世代を見守り、応援し、安心感と温もりのあるまち、こどもたちが健やかに育つまちを目指すこととしています。これまで本市では、子育て家庭の負担軽減やこどもの健やかな育ちを支援するため様々な子育て支援の充実に取り組んできましたが、こども基本法の趣旨を踏まえた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、将来像を「つながり みんなで育つ こどもまんなか はつかいち」としました。こどもの育ちを起点に、家庭・学校・地域・企業・行政などがつながり、それぞれの立場から関わり合い、その関わり合いを通じて、こどものみならず、保護者や周りの大人も学び・成長し、こどもの育ちを地域全体の喜びとして分かち合えるまちづくりを目指します。

＜将来像＞

つながり みんなで育つ こどもまんなか はつかいち

ロゴマークを作成しました



こどもが主役のまち

はつかいち

「こどもが主役のまち はつかいち宣言」に基づく子育て支援施策を広く周知するためのシンボルとして、ロゴマークを作成しました。市の木であるさくらをモチーフに、主役であるこどもを真ん中にオールはつかいちで柔らかく包み込んでいます。

… 保護者

… 地域

… 企業

… 自治体

… 保育園・幼稚園・学校

2 基本目標

将来像を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 教育・保育サービスを充実させる

こどもが成長する過程の中で、人生を通じた人格形成の基盤が築かれる時期である幼児期が特に重要になります。この時期に、こどもたちは生活や遊びを通して、自分自身の意識や自主性を発展させ、他者への思いやりを育み、感情を豊かに表現する力を養っていきます。そのためには、安全・安心な教育環境を整えることが必要であり、教育・保育サービスの量を確保するとともに、その質の向上を図ります。

基本目標2 こども・若者の育ちを保障し、子育て家庭を応援する

子育ては、親とこどもが共に成長し、喜びや生きがいを感じながら進む大切な営みです。本市では、家庭を築き、こどもを産み育てたいというこれから子育てを担う可能性のある世代の願いを実現できるよう、妊娠期から出産、子育て期に至るまでを包括的に支援する「ネウボラ体制」を強化、推進しています。また、母子保健や食育の推進に努め、健康診査の実施を通じてこどもの健やかな成長を支援するとともに、子育て世代が交流し、多様な相談ができる場を提供することで、安心して子育てができる環境づくりを進めています。

さらに、こどもや若者がどのような環境にあっても、豊かな人生を歩めるよう、ライフステージや発達段階、家庭の状況に応じた質の高いサービスを提供し、全てのこどもと若者が心身ともに成長し、生きる力を育むことができる環境づくりを進めています。

基本目標3 みんなで子育てを支える

本市では、地域自治組織や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会など、地域で多様な主体が連携・協力し、共に様々な活動に取り組んでいます。これらの多様な主体による子育て支援を促進していくことで、地域、事業者、行政を含む全ての人々が「こどもの健やかな成長」という共通の目標を共有し、まち全体でこどもと子育て家庭を温かく見守り、協力し合いながら支え合う、安全で安心なまちづくりを進めています。

基本目標4 こども・若者の希望の実現を後押しする

こどもが主役のまちを実現するためには、こどもと若者の意見をまちづくりに生かし、こども・若者にとって暮らしやすいまちをつくることが重要です。また、本市においてこどもと若者の希望のライフプランの実現を後押しし、自己実現を支援することは、こども・若者が廿日市市で暮らし続けられることにもつながります。

本市のこどもと若者が、将来に希望をもって暮らすことのできるよう、こども・若者の希望の実現を後押しする環境の整備に取り組みます。

3 重点施策

本市のこどもと若者、子育てをめぐる直近の課題について、重点的に取り組む施策を設定し、本計画期間中での達成に向けて積極的に推進します。

重点施策1 保育士等の人材確保・育成

今後、国で定める保育園等での保育士の配置基準の見直しや、令和8年度からの本格実施となる「こども誰でも通園制度」の実施への対応をしていく必要があります。そのため、保育士等の人材確保を強化していく必要があります。そのため、保育士確保に向けた、本市独自の補助制度の導入を検討していくとともに、職場環境の改善や保育士の待遇向上、離職防止、人材育成などへの支援を行い、保育士の定着を図ります。これらの取組の促進により、保育士の負担軽減と働きやすい環境の整備を進め、質の高い保育環境の提供と地域の子育て支援の充実を目指します。

重点施策2 こども・若者の居場所の充実

本市では、留守家庭児童会や放課後子ども教室など、放課後の子どもの居場所に関する事業が展開されてきました。一方で、団体ヒアリングでは小学校高学年以上や若者世代の居場所が不足しているという声が多くあがっており、幅広い年代にとって過ごしやすい居場所について検討していく必要があります。

共働き世帯の増加等による放課後の居場所のニーズの高まり、不登校やひきこもり等課題を抱えるこども・若者の増加など、対応すべき様々な課題が顕在化しています。それぞれの状況に応じて適切な居場所を選択できるよう、家や学校以外でもこども・若者が充実した時間を過ごせる多様な居場所の充実を目指します。

重点施策3 発達が気になる児童や医療的ケア児への支援

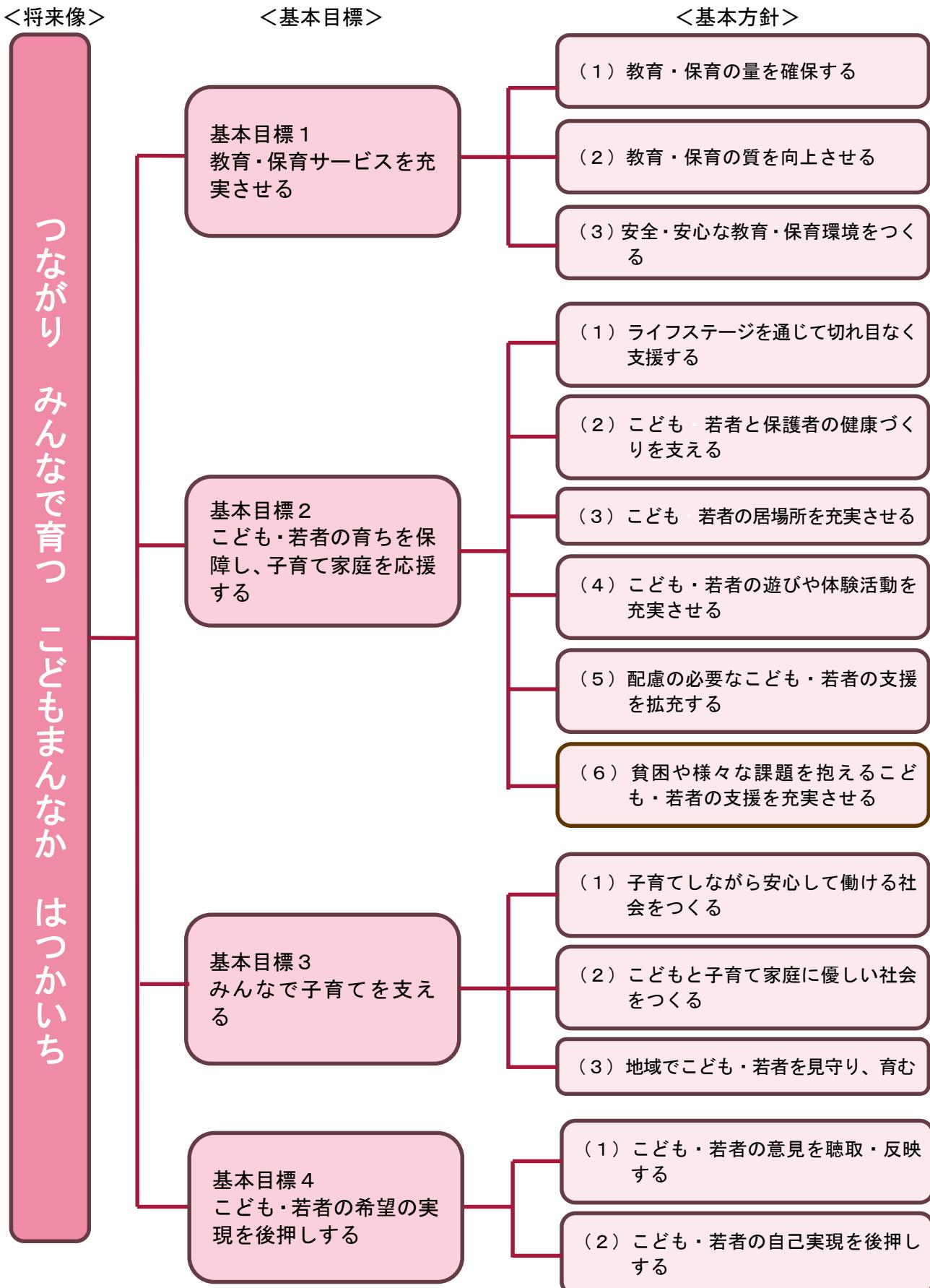
発達障がいへの関心が高まっている中で、子どもの発達を気にする子育て中の保護者も少なくありません。そのため、巡回支援の充実に向けた制度の構築など、相談しやすい環境づくりを進めるとともに、適切な支援体制の整備を進めていく必要があります。また、保育園等や学校において、日常的に医療的ケアが必要な医療的ケア児を受け入れていくための体制の整備を進めていく必要があります。福祉と医療と教育が連携し、専門的な支援を提供できる環境を整え、一人ひとりの状況に合わせた支援体制の強化を行っていきます。

また、18歳を境に制度が切り替わり支援の手が途切れることも課題となっています。ライフステージに応じて必要な支援が変わっていくなかで、支援が途切れることなく円滑に移行できる体制を構築することが重要です。

重点施策4 こども・若者の意見を反映した施策実施

子どもの最善の利益を第一に考え、こども施策を進めていくには、こどもと若者の意見を聴き、施策に反映していくなど、こども・若者の社会参画により共に社会をつくっていくことが重要です。そのため、こどもを対象とした施設の整備や施設利用のルールづくり、様々な市の施策において、こども・若者の意見を取り入れるために、アンケートにこどもを対象として加えることや、当事者として施策に関わる仕組みを構築するなど、意見を聴く機会を確保します。こうした、子どもの意見表明の機会づくりを進めていき、こども・若者の視点を施策に反映していくことで、より良い社会の実現を図ります。

4 計画の体系



第4章 事業計画

こども…主にこどもを対象とした取組

若者……主に若者を対象とした取組

子育て…主に保護者を含む子育て家庭及びこども・若者を取り巻く地域・関係団体・事業者等を対象とした取組

数値目標…………事業計画に記載する取組の推進を通じ、目指す数値

状況把握の指標…市の現状を把握し、取組の見直し等に活用するためのモニタリング指標

基本目標1 教育・保育サービスを充実させる

基本方針1 教育・保育の量を確保する

<現状と今後の方向性>

少子高齢化や核家族化、働き方の多様化などの影響によって、本市の子育て環境は大きく変化しています。市外からの子育て家庭の転入や女性の就業率の上昇などにより保育ニーズが高まり、0～2歳児を中心に保育園定員を確保するため、保育園等運営事業者に対する定員払い事務費補助を開始しました。本市では、平成31年度以降、4月1日時点では待機児童は発生しておらず、今後は就学前児童の人口減少が見込まれますが、こども誰でも通園制度実施に向けた対応や保育士の配置基準の見直しへの対応のため、保育士確保を強化していく必要があります。また、アンケート調査では病児保育のニーズが高く、子育て家庭が利用しやすい病児保育を実施することが求められています。

<アンケート調査から見た現状>

単位：%

	就学前児童	小学生
病気の際の病児・病後時保育事業の利用希望	35.7	25.4

※ この1年でこどもが病気やけがで休んだ方が回答

<主な取組>

①幼児教育・保育施設の量の確保 こども 子育て

- 保育士等の人材の確保・処遇改善（各種支援制度の充実や保育士就職ガイダンスの実施
ノンコンタクトタイム（※）の導入等）【重点施策1】
- 保育士等による出前授業の実施（保育士の魅力発信）
- こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施
- 利用しやすい教育・保育サービスの実施（第1子保育料半額の実施等）
- 教育・保育提供区域ごとの需給バランスを踏まえた、保育園等の適正な配置

※ ノンコンタクトタイム…勤務時間中にこどもと離れ、事務作業や情報交換を行う時間。

②子ども・子育て支援事業の量の確保 子育て

- 保育園等での一時預かり事業の実施
- 延長保育の実施
- 休日保育の実施
- 利用しやすい病児保育の実施
- ファミリー・サポート・センター等の周知と活用促進
- 一時的にこどもを預かるショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）の実施

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
支援制度により新規確保につながった保育士等の人数	0人	35人
待機児童数（10月1日時点）	19人	0人
こども誰でも通園制度の実施施設数	0施設	18施設

<状況把握の指標>

指標名	令和5年度	
支給認定区分ごとの人数 (3月1日時点)	1号認定・新2号認定 2号認定 3号認定 0歳 1歳 2歳	1,054人 1,925人 231人 515人 584人
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の延利用者数	0人	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の延利用時間数	0時間	
幼稚園での預かり保育の延利用者数	36,312人	
保育園等での一時保育の延利用者数	3,871人	
延長保育事業の実利用者数	251人	
病児保育の延利用者数	1,009人	
ファミリー・サポート・センターの延利用者数	370人	
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の延利用者数	102人	

基本方針2 教育・保育の質を向上させる

＜現状と今後の方向性＞

幼児期の子どもたちの遊びがよりスマーズに小学校生活での学びにつながっていくよう、本市では、令和元年度に廿日市市幼保小連携推進協議会を設立し、全ての小学校区で幼保小の連携による接続カリキュラムを作成し、令和2年度からその実践を進めています。一方で、保育士・教諭の負担が大きく、子どもや保護者と向き合う時間の不足といった影響が出ており、業務支援システムの機能強化や部活動の地域移行を進めるなど、保育士や教諭の負担軽減を進めていきます。また、市全体で共通の保育指針の策定を進めることなどによって、幼児教育・保育の質を一層向上させていきます。学校教育の質の向上のため、小中学校では、国の中教審において令和3年に提言された「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」を目指します。

＜主な取組＞

①幼児教育・保育の質の向上 子育て

- 市全体の保育指針の確立
- 保育園等の公私の連携協力体制の充実
- 幼保小を対象とした研修の実施
- 保育士等の人材の確保・待遇改善（各種支援制度の充実や保育士就職ガイダンスの実施、ノンコンタクトタイムの導入等）（再掲）【重点施策1】
- 認可保育園の第三者評価受審の促進
- 専門職による保育園等の巡回支援・指導の実施
- 保育園等でのICTの拡充（データの利活用）
- 公立保育園の業務支援システムの機能強化

②学校教育の質の向上 こども 子育て

- 幼保小の連携による「はつかいち架け橋カリキュラム」の策定・実践・評価・見直し
- 「子どもが主役の授業づくり」の推進
- 運動の楽しさや達成感を味わわせる取組の充実
- デジタル・シティズンシップ教育（※）の推進
- 台湾基隆市などさまざまな国や地域との交流の機会の確保
- 小学校におけるチーム担任制の導入など学校の組織力を高める取組の推進
- 部活動の地域展開の推進

※ デジタル・シティズンシップ教育…児童・生徒がインターネットやデジタル機器を安全・適切・主体的に活用し、より良い社会の一員として行動できるようにする教育

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
認可保育園の第三者評価受審済の施設数	17施設	27施設
「自分のこども（未就学児）が、普段の生活や保育園などで、楽しく過ごしている」と思う市民の割合	(令和7年度) 94.6%	96.9%
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学生 78.8% 中学生 79.2%	小学生 87.5% 中学生 83.0%
友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方方に気付いたりすることができている児童生徒の割合	小学生 82.4% 中学生 80.9%	小学生 92.7% 中学生 85.9%
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小学生 85.3% 中学生 81.9%	小学生 90.5% 中学生 86.0%

基本方針3 安全・安心な教育・保育環境をつくる

＜現状と今後の方向性＞

全国で子ども・若者が災害や事件・事故の被害に遭う事例が増加しています。SNSの普及等子ども・若者を取り巻く環境が変化するなかで、犯罪の多様化やいじめの複雑化等新たな課題も顕在化しています。

アンケート調査の結果からは、本市の学校環境に安心感を持たれている保護者は比較的多いものの、より安全な教育・保育環境の提供は、こどもたちの健やかな成長に欠かせません。誰もが安心して保育・教育を受けられるよう、防災・防犯の取組とともに、適切な指導の徹底や、いじめ発生時の早期発見・早期対応が可能な体制の構築等に努めます。

＜アンケート調査から見た現状＞

		単位：%
		小学生
廿日市市の子育て環境について＜学校環境が安心できる＞	とてもそう思う	6. 2
	そう思う	53. 8
	あまりそう思わない	24. 3
	そう思わない	8. 2
	わからない	6. 0

＜主な取組＞

①教育・保育施設の整備 こども

- 保育園等や小中学校の老朽化に対応した計画的な改修・整備
- 小中学校の体育館への空調整備
- 公立保育園のトイレの洋式化
- 公立保育園の熱中症対策の実施（遮光ネットの設置等）

②こどもを守る環境の整備 こども 子育て

- 公立保育園の午睡環境の向上（午睡用ベット導入・収納スペース整備）
- 公立保育園への防犯カメラの設置
- 保育園等や小中学校での防災教室の実施
- 保育園等と地域や学校等が連携した避難訓練の実施
- 保育園等の避難確保計画・安全計画の見直し
- こども防火教育の実施
- いじめの積極的認知や組織的対応の推進
- 不適切保育・体罰等の防止に関する研修の実施
- 性犯罪・性暴力の防止に向けた保育士や講師等の適切な採用

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
地域や学校等と連携した避難訓練を実施した保育園等の施設数	4施設	15施設

地域や小中学校と連携した避難訓練

地御前保育園では、地御前小学校と地域の自主防災組織と連携した避難訓練を実施しています。地御前保育園の用品園長にインタビューしました。



地御前保育園　用品園長(当時)

Q どういった内容の避難訓練を実施しましたか。

A 令和6年度は、垂直避難の訓練をしました。30分で津波が到達するという設定で、まず、保育園児が小学校へ避難し、小学校では、避難し始めている小学生と一緒に、地域の方の見守りの中、3階音楽室へ避難しました。過去には、定期的に近くの防災公園（地御前キラキラ公園）へ地域の方や小学生と一緒に避難する訓練を実施していました。

Q 避難訓練の実施にいたった経緯を教えてください。

A 10年前ぐらいから地域の呼びかけをきっかけに、連携した避難訓練を実施していたのですが、新型コロナウイルスの影響を受け休止していると前の園長から聞いておりました。地域との連携を求められる現在、よい取組だと感じたので、再開させたいと思いながらできていました。その時、今年の夏（令和6年8月）に南海トラフ臨時情報が発令され、避難訓練の必要性を再確認し、実施に向けて小学校と連携しながら調整しました。

Q 避難訓練の実施に向けて難しかった点はありますか

A 小学校と保育園の行事の調整や悪天候時の予備日の設定など、避難訓練の実施日時を調整することが難しかったです。また、保育園は小学校と違い、午睡の時間があるため、午前で調整する必要がありました。

Q 避難訓練を実施するメリットは何だと思いますか。

A 保育園には0歳の乳児もおり、いざ、避難しなければならない時には、助けてくださる方が1人でも多い方がスムーズに避難ができます。そのためには、地域の方や小中学校に、保育園児が避難する時の様子や行動の仕方を知ってもらうことが、まず大切であり、連携した避難訓練はそういったことを知ってもらう機会になっています。また、避難訓練以外での保育園と小学校の連携も深まり、小学校への円滑な接続につながっていると感じています。

Q 連携を進めるときのポイントを教えてください。

A まず、地域の方や学校と顔見知りになることが大切です。地域のコミュニティや自主防災組織の会合やイベントへの参加などを通して接点を増やし、気軽に挨拶をしあえる仲となっておくと連携しやすいです。地域や小中学校とのつながり方に悩む場合は、こども課に相談すると関係部署などを通して、つないでくれます。

基本目標2 こども・若者の育ちを保障し、子育て家庭を応援する

基本方針1 ライフステージを通じて切れ目なく支援する

<現状と今後の方向性>

本市では、妊娠期から子育て期までの一貫した支援体制である「ネウボラ」を設置し、切れ目のない子育て支援の充実を図っています。また、令和6年度にはこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、支援を行っています。近年は、不登校やヤングケアラーなど複数の分野からの支援を必要とする複合的な課題の顕在化が進んでいることを踏まえ、「相談まるごとサポートデスク」において分野や相談の内容に問わず、相談を受け止め、関係機関と連携しながら必要な支援を行っています。

今後も、こども期から若者期にかけての成長段階を見据えた支援の継続性にも配慮し、ライフステージを通じた切れ目のない支援を推進します。

また、アンケート調査の結果からは、子育ての方法や子育てに必要な施策は、ホームページやSNSから入手される保護者が多くなっていることから、アプリや子育て支援サイトでの情報発信を充実させ、より効果的な情報提供に努めます。

<アンケート調査から見た現状>

		単位：%	
		就学前児童	小学生
子育てに関する情報の入手先	ホームページやSNS（インスタグラム等）	55.9	43.4
	市の広報やパンフレット	51.3	56.0
	友人・知人	48.6	48.9

<主な取組>

①総合的な相談支援体制の充実 若者 子育て

- ネウボラでの定期面談等を通した様々な相談機会の確保
- こども家庭センターの機能充実
- 包括的な相談窓口（相談まるごとサポートデスク）による相談の受け止めと支援へのつなぎ
- 妊娠期から子育て期までの情報の一元化への対応
- 母子保健推進員（ママフレンド）等の人材の育成・確保

②子育てに関する情報提供の充実 若者 子育て

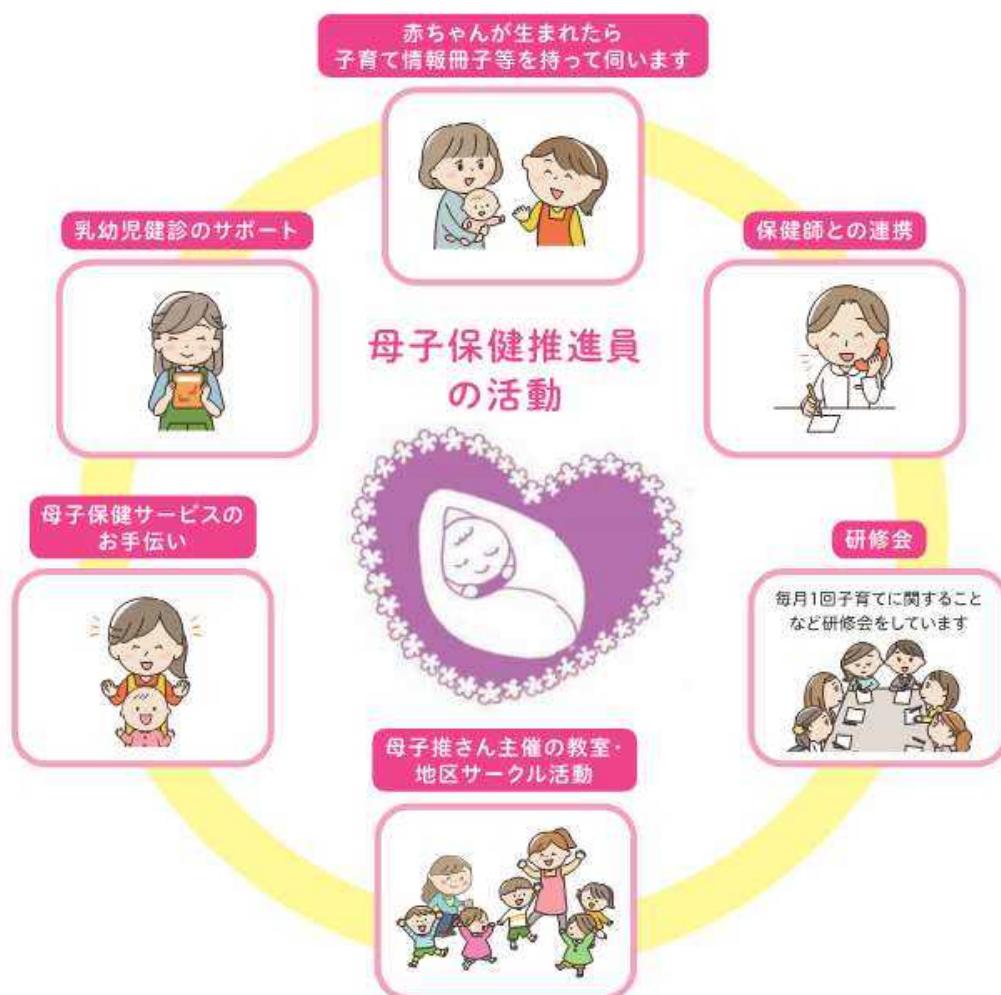
- 廿日市市版子育てガイド「ここにちは赤ちゃん」による支援サービス等の情報提供
- 廿日市市子育て支援アプリ「はつっこ手帳（母子モ）」での子育て情報の発信
- 廿日市市子育て支援サイト「はつくいく」による子育て情報の発信
- 「はつかいちつながるネット（はつネット）」による各種相談窓口や子育て施設等の情報提供
- 保育園等の情報提供や手続きの一元化への対応

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
ネウボラでの定期面談の提供回数	8回	13回
特定妊婦及び要保護児童に対するサポートプラン策定率	0%	81.5%
母子保健推進員（ママフレンド）の人数	56人	56人

<状況把握の指標>

指標名	令和5年度
利用者支援事業（ネウボラ体制）の実施箇所数	6か所
妊婦等包括相談支援事業の延相談支援回数	2,096回
相談まるごとサポートデスクにおける相談件数（30歳未満の人にに関する相談のうち、関係機関につないだ件数）	（令和6年度） 8件



基本方針2 こども・若者と保護者の健康づくりを支える

＜現状と今後の方向性＞

本市では、妊娠期からこどもが成長するまで、切れ目のない支援を提供し、保護者の健康とこどもの健やかな成長を支えています。妊娠期には親子健康手帳交付時に丁寧な相談支援を行ったり、妊婦健診の受診を促すことを通じて、母子の健康管理の徹底を図っています。産後は、健康診査や家事・育児支援を通じて、心身のケアと負担軽減を図っており、乳幼児の健康診査や乳児家庭全戸訪問などによって、保護者の不安の軽減とこどもの発達に関する状況把握や、育児支援サービスの利用支援を行っています。また、若い頃からの生涯を通じた健康づくりに向けて、適切な生活習慣の定着や心の健康づくり等に取り組んでいます。

こども医療制度の更なる拡充も含めた支援の充実を図るとともに、アンケート調査の結果で保護者自身のことで悩んだり不安に感じたりすることの上位に挙げられている、子育てによる身体の疲れや配偶者・パートナーの協力が少ないとことなどの、子育てを行っていく上で生じる悩みや不安の解消に向けた支援の充実に取り組んでいきます。

＜アンケート調査から見た現状＞

日頃悩んでいること、不安に感じること＜保護者のこと＞		単位：%	
		就学前児童	小学生
	仕事や自分のやりたいことができない	39.4	26.9
	子どもを叱りすぎているような気がする	39.4	35.4
	子育てによる身体の疲れが大きい	34.3	18.0
	収入が少ない	30.3	28.5
	配偶者・パートナーの協力が少ない	15.8	18.2

＜主な取組＞

①各種健康診査等の実施 **こども 子育て**

- 親子健康手帳の交付時における子育てサポートプランの立案
- 安心・安全な妊娠・出産支援のための妊婦健康診査等の助成券交付
- 母子保健推進員（ママフレンド）等による赤ちゃん訪問の実施
- 各種健康診査及び5歳児健康診査（相談）の実施
- 各種予防接種の実施及び受診勧奨

- ②妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みごとの解消 子育て
- 家事等支援を必要とする妊産婦等を対象に家事援助サービス(子育て世帯訪問支援事業)の実施
 - 産後に家族等から十分な援助が受けられない母親と乳児を対象とした、宿泊型・日帰り型産後ケアサービス(産後ケア事業)の実施
 - ネウボラでの妊娠や育児に関する相談支援
 - 子育て支援センターでの子どもの遊びと育ちを通しての保護者支援
 - 子育て応援プログラム(ペアレント・トレーニング)の実施
 - 親子の絆づくりプログラム(BPプログラム)の実施
 - 児童家庭支援センターと連携した子育てや家庭の悩み、心配ごとについての相談支援
 - 「親の力」をまなびあう学習プログラム(親プロ)による家庭教育支援
 - 父親も参加しやすい子育て講座の実施
 - おむつ等の配付と合わせた相談機会の確保

- ③多様な交流の場の充実 子育て
- 産前産後サポートセンターでの親同士の交流の場の設定
 - 子育て支援センターや保育園の園庭開放、市民センター等を活用した親子が集える場の設定
 - 子育てサロンを活用した親子と地域の交流の促進
 - 不登校の子どもを持つ保護者同士の交流の場の設定

- ④心や体の健康づくりの推進 こども 若者 子育て
- 多様な主体との連携及びネットワークの強化による心や体の健康づくりの推進
 - 自殺対策や心の健康づくりに関する啓発(ゲートキーパー養成講座の実施や相談窓口の周知等)
 - イベント等を通じた健康づくりの推進及び啓発
 - 生活習慣病等の予防・早期発見の推進

- ⑤小児医療体制の確保 子育て
- 子ども医療費助成制度の拡充
 - 未熟児の医療費やミルク代を助成する養育医療の実施
 - 身体に障がいのある子どもの手術等の医療費を助成する育成医療の実施
 - 小児救急医療電話相談(#8000)や救急相談センター(#7119)など、小児救急に係る適正受診等の啓発推進

- ⑥食育の推進 こども 若者 子育て
- 年齢やライフステージに応じた食育の推進
 - 栄養士による個別的な相談・指導の実施
 - 保育園等や学校での菜園活動や稚魚の放流などの農林漁業体験活動の実施
 - 安全安心で栄養豊かなおいしい給食の提供
 - 小学校での子どもの朝食の提供(広島県モデル事業)

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
乳児家庭全戸訪問事業の実施割合	90.7%	100%
子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)を利用した子どもの延人数	2,615人／月	3,500人／月
親プロを活用した講座の延参加者数	22人	40人
パートナーと協力しながら家事・育児をしていると感じている母(父)の割合	63.4%	100%
産前産後サポートセンターの各種教室の延参加者数	2,996人	3,000人

<状況把握の指標>

指標名	令和5年度
特定不妊治療費助成事業の申請者数	28人
妊婦健康診査事業の延受診回数	8,265回
乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数	627件
子育て世帯訪問支援事業(家事援助サービス)の延利用者数	496人
産後ケア事業(宿泊型・日帰り型)の延利用者数	164人
育児相談の延利用者数	617人
親子関係形成支援事業(BPプログラム)の実利用保護者数	92人
親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング)の実利用保護者数	37人
過去5年間の平均自殺死亡率(人口10万あたりの自殺者数)	(令和7年度) 13.4 ※令和2年～令和6年の平均
朝食を毎日食べる子どもの割合	1歳6か月 98.6% 3歳6か月 97.4% 小学生 95.6% 中学生 93.0%

親子の絆づくりプログラム (BPプログラム)

BPプログラムとは、乳幼児期の子どもを育てる母親のための絆づくり・仲間づくり・学びのプログラムです。参加者同士が自分の育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合い、交流しながら、子どもとの生活に役立つヒントや子育てに必要な知識を学びます。



産前産後サポートセンターでは、初めて赤ちゃんを育てている母親と子どもが対象の「赤ちゃんがきた！(BP1プログラム)」と2人目以降の赤ちゃんを育てている母親と子どもが対象の「きょうだいが生れた！(BP2プログラム)」を実施しています。

同じ境遇のお母さん同士で子育ての困りごとをお話しませんか。

基本方針3 こども・若者の居場所を充実させる

＜現状と今後の方向性＞

本市では、保護者が仕事などで昼間、家にいない小学生を対象とした留守家庭児童会（放課後児童クラブ）を設置し、放課後や長期休業中に安全で適切な遊びや生活の場を提供しています。しかし、近年は働き方の多様化や女性の就業率向上などにより、利用希望者が増加しており、年度途中での新規受付を停止している留守家庭児童会もあります。そのため、小学校の空き教室の活用や民間の留守家庭児童会の設置補助などに取り組んでいきます。関係団体へのヒアリングやこども・若者へのアンケート調査では、小学校高学年以降の居場所が十分ではないといった声があがっています。成長段階に応じて、自分にとって居心地のいい場所を選択できるよう、多様な居場所を整備することが求められます。

保護者へのアンケート調査の結果からは就学前児童が今後小学校低学年になったときに、放課後に過ごさせたい場所として、自宅や留守家庭児童会以外にも、習い事や児童館、公園、放課後子ども教室など、様々な場所が挙げられています。また、留守家庭児童会の利用時間の拡大や小学校との連携強化が求められているほか、天候を気にせず遊べる屋内の遊び場を求める声や公園への防犯カメラの設置に関する要望などもあります。全てのこども・若者が自分の居場所を持てるよう、多様な居場所や遊び場の充実を図っていきます。

＜アンケート調査から見た現状＞

単位：%

		就学前児童
小学校就学後の放課後や週末に過ごさせたい場所＜放課後＞	自宅	52.1
	留守家庭児童会（放課後児童クラブ）	44.0
	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	31.3
	児童館	25.1
	公園	18.9
	放課後子ども教室	17.4

※こどもが5歳以上ある方が回答

中学生	高校生	大学生
どのような場所であれば居場所になると思うか	いつでも行きたい時に行ける	64.5
	好きなことをして自由に過ごせる	62.6
	長い時間いられる	55.2
	ありのままでいられたり本音を出せたりする	53.7
	話の合う人や趣味の合う人に会える	39.9

<主な取組>

①留守家庭児童会の充実 【重点施策 2】 こども 子育て

- 留守家庭児童会の開所時間の拡大
- 留守家庭児童会の受入枠の拡大
- 留守家庭児童会の質の向上に向けた研修等の実施
- 留守家庭児童会と学校の連携強化
- 放課後等における余裕教室等の活用や、学校施設の一時的な利用の促進

②多様な居場所づくり 【重点施策 2】 こども 若者 子育て

- 放課後子ども教室（地域学校協働活動）の実施
- こどもや若者、子育て家庭の意見を踏まえた図書館運営
- こどもや若者、子育て家庭の意見を踏まえた市民センター運営
- 誰もが気軽に立ち寄ることができる機会と場の提供
- こどもを中心に多世代が集うことで賑わいを生む複合施設の整備（シビックコア地区）
- 地域等で行う居場所づくり活動への協力・支援
- こども食堂の運営者同士や地域とのつながり支援
- 安全に過ごせる公園の充実

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
安心できる場所が3つ以上ある子どもの割合	(令和7年度) 小学生 96.7% 中学生 96.8%	小学生 97.8% 中学生 98.0%
留守家庭児童会の開所時間（土曜日）	8:30～18:30	8:00～18:30
民間留守家庭児童会設置数	3か所	7か所
図書館の児童書の蔵書割合	31.4%	32.0%
市民センターによるこどもを対象とした講座等の参加者数	4,952人	5,500人
運動公園・地区公園・近隣公園※への防犯カメラ設置割合	64%	100%
トイレが設置されている公園のうち、洋式トイレが設置されている公園の割合	41%	81%

※ 運動公園…都市住民全体が主として運動ができるよう、様々な運動施設が配置された公園（HIROHAI 佐伯総合スポーツ公園）

地区公園…公園を中心に、半径1km以内に住んでいる人たちが利用できるよう、身近なスポーツやレクリエーション施設、休憩施設などが配置された公園（峰高公園）

近隣公園…公園を中心に、半径500m以内に住んでいる人たちが利用できるよう、屋外レクリエーション活動や休憩スペースが確保された公園（例 やまだ屋 もみじファミリーパーク、チチヤス大野ふれあい公園など）

<状況把握の指標>

指標名	令和5年度
留守家庭児童会の定員	1,547人
留守家庭児童会の在籍登録	低学年
児童数（8月1日時点）	494人

基本方針4 こども・若者の遊びや体験活動を充実させる

＜現状と今後の方向性＞

こどもや若者にとって、遊びや多様な体験活動は心身の成長や社会性の形成に欠かせません。一方で、全国的にこどもの体験格差や自然体験の減少、地域関係の希薄化による多様な体験機会の減少等が課題となっています。

本市では、こどもに体験活動を提供するため様々な団体が活動しているほか、夏休みの体験講座など、こどもの健やかな成長に向けた体験機会の創出に努めてきました。今後は、豊かな自然を生かした自然体験や地域と連携した体験活動など、市の地域資源を活用した多様な体験機会の確保に取り組みます。

＜アンケート調査から見た現状＞

		単位：%	
		就学前児童	小学生
日頃悩んでいること、不安に感じること＜こどものこと＞	子どもの遊び	24.9	16.2
まちづくり活動や地域の活動への参加割合	まつり、発表会、運動会、スポーツなど	82.9	79.0
	清掃活動、ボランティア	39.9	42.7
	防災訓練、避難訓練	24.9	20.2
	集会、ワークショップ	15.2	16.0
	レクリエーション、合宿など	12.3	12.8
	参加したことがない	9.4	11.1

＜主な取組＞

①自然体験活動の充実 こども 若者

- 自然環境に関する体験活動を通じた環境学習講座の実施
- おおの自然観察の森、宮島水族館などにおける自然や生き物にふれ合える体験イベントの実施
- 親子やこどもを含めた収穫等の農業体験の充実
- 地域の観光資源を活かした体験プログラムの開発及びPR

②スポーツ・文化芸術活動の充実 こども 若者

- トップアスリートとの交流機会の提供
- 文化ホール等を活用した体験や活動機会の充実

③多様な体験活動の充実 **こども 若者**

- 市民センターでの学びと体験の場づくり
- 青少年育成団体による体験活動の充実
- こども商店街の実施
- 国際交流事業（姉妹都市交流や国際理解講座）の推進

＜数値目標＞

指標名	令和7年度	令和11年度 (目標)
こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある と思う市民の割合	令和7年度調査予定	調査結果を踏まえ設定

基本方針5 配慮の必要なこども・若者の支援を拡充する

＜現状と今後の方向性＞

本市では、「廿日市市障がい児福祉計画」に基づいて、障がい児の成長を支援し、障がい児が地域で安心した生活を送れるよう個々の障がい特性に応じたサービス体制を強化しています。今後も教育・保育施設や学校での支援の充実や、18歳以降の支援への円滑な移行を可能とする体制の構築を図っていきます。発達が気になる児童には、児童発達支援センターなどと連携した、巡回相談や相談支援の拡充など、早期に療育につなげていく体制の強化や医療的ケア児の受入体制の強化、令和6年4月からの民間事業者の合理的配慮の義務化に対応した啓発を行います。

また、近年全国的に不登校児童・生徒数の増加や、ひきこもりの長期化等の課題が顕在化しています。不登校については学校や家庭、その他の関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援の充実を図るとともに、ひきこもりの問題については、はつかいちひきこもり支援ステーションを中心とする相談対応や社会参加の支援を行います。

さらに、外国人労働者の増加に伴い、多文化共生を推進していくため、令和6年度からははつかいち外国人相談センターを開設しており、外国人住民のこどもや家族の生活支援、日本語学習支援なども進めています。

＜アンケート調査から見た現状＞

		単位：%	
		就学前児童	小学生
日頃悩んでいること、不安に感じること＜こどものこと＞	子どもの将来の教育費	54.2	60.0
	子どものしつけ	54.2	44.6
	病気や発育・発達	42.7	33.6

＜主な取組＞

①発達が気になるこども・若者への支援 【重点施策3】 こども 若者 子育て

- 障がい福祉相談センターや児童発達支援センター、児童家庭支援センター等と連携した保育園や学校等の相談支援体制の充実
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用による療育推進
- 療育支援や特別支援教育に関する研修の充実
- 保育園等や児童会での巡回相談体制の拡充
- 5歳児健康診査（相談）を通した発達相談の実施
- 合理的配慮の普及啓発（障がい者差別解消支援地域協議会への参画など）
- 障がい者の就労等につながる障害福祉サービス等の支援

②医療的ケア児への支援 【重点施策3】 こども 若者

- 医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築（医療的ケア児等コーディネーターの配置や協議の場の設置）
- 医療的ケア児の保育園等や学校での受入体制の整備

③外国人住民への支援 **こども 若者 子育て**

- 外国人住民の子どもの日本語の理解度に合わせた学習支援
- はつかいち外国人相談センター等による子育て家庭への保育園入園等のサポート
- 日本語教室や地域イベントを通した居場所づくり
- 外国人労働者を含む外国人住民に関する相談等の広報、啓発活動の推進

④不登校児童生徒への支援 **こども**

- 不登校児童生徒が選択できる校内外の心の居場所や学びの場の充実
- 子ども相談室や民間フリースクール等の施設や学校、関係機関との連携の推進

⑤ひきこもり状態にある方への支援 **若者 子育て**

- はつかいちひきこもり支援ステーションや保健師等による本人や家族等への相談支援
- ひきこもりの若者のための社会とのつながりとなる居場所づくり
- ひきこもりの若者に向けた生活・就労支援
- ひきこもりの問題に関する正しい理解の促進

⑥犯罪被害者等への支援 **こども 若者 子育て**

- 犯罪被害者等相談支援体制の整備

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
療育支援研修や特別支援教育研修の実施回数（保育園等・小学校・中学校・留守家庭児童会）	保育園等 7回 小中学校 7回 児童会 2回	保育園等 7回 小中学校 7回 児童会 4回
5歳児健康診査（相談）の実施	未実施	実施
学校内外の機関等での専門的な相談・指導等や教職員から継続的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数とその割合	(令和6年度) 22人 5.3%	14人 3.3%

<状況把握の指標>

指標名	令和5年度
医療的ケア児受入人数（保育園等・小学校・中学校・留守家庭児童会）	保育園等 0人 小学校 1人 中学校 1人 児童会 1人
日本語指導を受けている児童生徒数	小学校 14人 中学校 7人
はつかいち外国人相談センターにおける子育て・教育に関する相談件数	0件
不登校児童生徒の割合	小学校 2.43% 中学校 9.04%
はつかいちひきこもり支援ステーションにおける相談件数	(令和6年度) 215件

基本方針6 貧困や様々な課題を抱えるこども・若者の支援を充実させる

＜現状と今後の方向性＞

平成12年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待防止への取組を進めており、本市では家庭児童相談員を増員し、地域協議会を設置するなど関係機関と連携して早期発見と対応に努めています。このため、今後も関係機関との連携を強化し、継続的な支援を行います。また、ひとり親家庭への経済的・精神的負担の軽減を目指し、児童扶養手当や医療費助成だけでなく、就労支援や学び直し支援の充実に取り組みます。さらに、経済的な理由からこどもが就学を諦めることがないよう、教育、生活、就労など、こどもと子育て家庭を総合的に支援し、貧困の世代間連鎖の解消を図ります。あわせて、令和6年6月に改正された「子ども・若者育成支援推進法」で、新たに支援対象に追加されたヤングケアラーについては、アンケート調査の結果から本市にも一定程度いることがうかがえ、ヤングケアラーの現状把握に努め、支援へつなぐとともに、ヤングケアラーへの支援の充実を図り、地域で社会的養護を行える体制づくりを進めていきます。さらに、こども期から若者期へと移行する過程にある世代の孤立や困難にも目を向け、切れ目がない支援を推進します。

＜アンケート調査から見た現状＞

		単位：%	
		就学前児童	小学生
ヤングケアラーと思われる 子どもの有無	家族・親族にいる	1.6	2.6
	友人・知人のお子さんによる	3.1	2.7

※ 表に掲載している「就学前児童」及び「小学生」は、ヤングケアラーと思われる子どもの年齢ではなく、アンケート調査対象である「就学前児童の保護者」及び「小学生の保護者」を指しています。

＜主な取組＞

- ①児童虐待等、社会的養護を必要とする児童への支援 **こども 子育て**
 - 家庭児童相談員等による専門的な相談支援体制の充実
 - 要保護児童及びD.V.防止対策地域協議会等による関係機関との連携
 - 養育が適切に行われるために必要な支援や指導等を行う養育支援訪問の実施
 - 児童養護施設等への環境改善（施設改修やICT化等）に対する支援
 - 児童虐待、子どもの人権に関する啓発

- ②ひとり親家庭への支援 **こども 子育て**
 - 母子・父子自立支援員等による関係機関と連携したひとり親家庭への支援
 - 母子・父子自立支援プログラムの策定を通じた自立支援
 - ひとり親家庭への経済的支援（高等職業訓練促進給付金等事業や住宅資金貸付等）

③こども・若者の貧困等への支援 こども 若者 子育て

- ヤングケアラーへの支援の充実
- 小中学校の相談支援体制の充実（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配備）
- 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援
- 就労等生活支援による生活の安定と自立の促進

＜状況把握の指標＞

指標名	令和5年度
家庭児童相談員等による相談対応件数	894件
児童虐待件数（継続含む）	411件
養育支援訪問事業の訪問件数	222件
ひとり親家庭の相談対応件数	275件
母子・父子自立支援プログラムの策定数	7件
高等職業訓練促進給付金等事業の受給者数	7人
子育て世帯訪問支援事業の延用者数（ヤングケアラー分再掲）	0人
スクールソーシャルワーカーの相談対応件数	1,942件
子どもの学習・生活支援を利用した実人数	126人

ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。状況によっては、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

基本目標3 みんなで子育てを支える

基本方針1 子育てしながら安心して働ける社会をつくる

<現状と今後の方向性>

共働きやひとり親家庭の増加に伴い、仕事と家庭の両立支援は重要な課題となっています。国では労働時間の見直しや働き方改革が進められ、広島県でも男性の育児休業取得促進や女性活躍研修が実施されています。本市ではワーク・ライフ・バランスへの取組事例が増えてきていますが、一方で、妊娠・出産を理由に離職する女性や育児休業を取得しにくい職場環境、母親へ家事育児が集中している状況が依然として残っています。アンケート調査の結果からは、仕事と家庭を両立できるように、働き方の見直しを促進することを求める割合が高くなっています。こども若者ミーティングでも、若者世代から仕事と育児の両立が不安という意見が多く聞かれており、仕事と家庭の両立が可能な環境を整備することは、若者が安心して将来設計を描けることにもつながります。

このため、性別にかかわらず育児休業取得への理解促進を図るなど、子育て世代が働きやすい環境づくりを促進するとともに、若い世代や企業、地域社会全体において、家庭内でパートナー同士が家事や育児に取り組む「共育て」の意識の醸成を図ります。

<アンケート調査から見た現状>

		単位：%	
		就学前児童	小学生
望ましい子育て支援施策	子育てにおける経済的負担の軽減	85.0	82.6
	子育てのための安心、安全な環境整備	64.6	64.3
	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進	62.1	49.4
育児休業の取得状況	【母親】育児休業を取得した割合（取得中含む）	52.8	30.2
	【父親】育児休業を取得した割合（取得中含む）	19.1	4.5
仕事と子育て（生活）の両立の状況	【母親】希望の生活・働き方ができている割合	57.8	59.3
	【父親】希望の生活・働き方ができている割合	62.6	60.4

<主な取組> こども 若者 子育て

- 市内経済団体等と連携した仕事と育児の両立支援の推進
- 子育て世代が働きやすい職場づくりを進める企業への支援
- 市内事業者を対象としたダイバーシティ経営の意識醸成
- ハローワーク等と連携した子育て世代の就職支援
- 固定的な性別役割分担の払拭に向けた啓発

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
子育てと仕事を両立できている18歳以下のこどもを持つ市民の割合	(令和7年度) 59.4%	67.8%
市内企業に勤める男性の育児休業取得率	48.6%	85%
夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましいという固定的性別役割分担意識を持たない市民の割合	(令和6年度) 72.8%	78%

基本方針2 こどもと子育て家庭に優しい社会をつくる

＜現状と今後の方向性＞

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、本市においては、令和6年2月14日に「こどもが主役のまち はつかいち宣言」を発表し、こどもと子育て家庭を見守り応援することとしています。一方で、アンケート調査の結果からは、こどもとの外出の際に様々なことで困っている方がいることがうかがえます。このため、外出時の不便を解消するため、おむつ替えや授乳スペース、ベビーカー置場の設置の普及啓発や、思いやり駐車場の利用促進を図るなど、子育て家庭に優しい環境整備を進めています。

＜アンケート調査から見た現状＞

		単位：%
		就学前児童
こどもと外出する際に、困ること・困ったこと	買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない	30.0
	歩道や信号がない通りが多く安全面で心配	25.0
	暗い通りや見通しのきかないところが多い	22.4
	オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない	21.6
	小さな子どもの食事に配慮された場所がない	21.5
	歩道の段差などがありベビーカー等での通行が困難	21.2

＜主な取組＞ こども 子育て

- こどもと子育て家庭を応援する企業の登録制度の実施
- 子育て家庭が外出しやすい環境整備（おむつ替え、授乳、ベビーカースペースの確保等）の普及啓発
- 思いやり駐車場の利用促進
- 誰もが利用しやすい地域公共交通ネットワークの構築
- 乗り降りしやすいバスのノンステップ化など公共交通機関のバリアフリー化の推進
- こどもを含めた地域住民が過ごしやすい公園の整備・改修
- ベビーカー等も通行しやすい歩道の整備・改修

＜数値目標＞

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
はつかいち子育て応援宣言企業登録数	－	140社

基本方針3 地域でこども・若者を見守り、育む

＜現状と今後の方向性＞

本市では、地域自治組織をはじめ多様な主体が、福祉や子育て支援、防災、環境など様々な分野で活動しています。こうした活動は、若者世代や子育て世代を含む地域住民にとって、安心して暮らし、地域とのつながりを実感できる基盤となっています。特に子育て支援の分野では、民生委員児童委員協議会やNPO、ボランティア団体などが、地域のつながりの中で、行政では対応の難しい細やかなサービスを提供し、重要な役割を果たしています。このような活動の充実度合いは、アンケート調査の結果でも、子育て環境について地域のつながりが強いと思う人の割合がそう思わない人の割合よりも高くなっていることからもうかがえます。今後も地域における多様な主体との連携により、子育てサロンや交流スペースなど、地域で親やこども、若者が気軽に集える、安心して交流や活動に参加できる場づくりを進めていきます。

＜アンケート調査から見た現状＞

廿日市市の子育て環境について<地域のつながりが強い>		単位：%	
		就学前児童	小学生
	とてもそう思う	6.9	7.2
	そう思う	35.1	44.7
	あまりそう思わない	25.6	26.1
	そう思わない	8.0	8.5
	わからない	21.8	12.3

＜主な取組＞

①地域のこども・若者、子育て支援の充実 こども 若者 子育て

- ファミリー・サポート・センターについての利用促進、及び提供会員の確保・育成
- 子育てサロンや子育て支援サークルの支援
- 「親の力」をまなびあう学習プログラム（親プロ）ファシリテーターの育成
- 地域ぐるみでこどもを育てる活動の充実（コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的な推進など）
- 地域の人材や資源を活用した「ふるさと学習」の実施
- 部活動の地域展開の推進（再掲）
- 青少年育成団体の活動支援及び情報交換の場の設置
- こども食堂の運営者同士や地域とのつながり支援（再掲）
- 小学校でのこどもの朝食の提供（広島県モデル事業）（再掲）
- 地域で顔の見える関係づくりの協力・支援
- 地域主体での子育て支援活動の充実に向けた支援

②地域でこども・若者の安全を守る こども 若者 子育て

- 廿日市市地域安全協議会等による見守り活動の推進
- 幼稚園、保育園、小学校等での交通安全教室や自転車教室の実施
- 地域が設置する防犯灯や防犯カメラへの補助
- こどもかけこみ110番の普及を通じた地域防犯活動への支援
- 廿日市市通学路安全推進会議による通学路等の合同点検の実施
- 保護司等と連携した再犯防止に関する啓発

<数値目標>

指標名	令和5年度	令和11年度 (目標)
子どもの暮らしを見守る意識のある市民の割合	令和7年度調査予定	調査結果を踏まえ設定
ファミリー・サポート・センター提供会員数	253人	253人
交通安全教室や自転車教室の実施回数	56回	80回

子育てサロンの紹介

廿日市市には、民生委員児童委員協議会によって開催されている子育てサロンがいくつかあります。

阿品地区には、20年以上続く「0歳児のママ達の茶話やかサロン」があります。お茶を飲みながら、お子さんとゆったりとした時間が過ごせます。お子さんの都合に合わせて自由に参加し、自由に退席でき、クリスマス会やペタペタアートなどの企画も楽しめます。

参加している保護者からは、「同じくらいの月齢の子のママと関わることができる。」「大人の目がたくさんあり、安心して遊ばせることができる。こどもから少し目を離して力が抜ける時間も持て、ゆったりと他のママや人生の先輩と話すことができる。」という声が聞けました。

サロンでは、民生委員も参加し、地域のイベントや子育て情報を共有したり、サロンを卒業したママもボランティアとして関わってくれるなど、新たな地域の交流も生まれる場となっています。

世話をされている主任児童委員の井ノ口さんは、「参加者の自主性を尊重しながら、ゆったり安心できる場を持ち続けたい」と言わられていました。

一緒に、ゆったりとした時間を過ごしませんか。

開催日 第1・第3金曜日 10:00~12:00

場所 阿品市民センター

会費 親子1組あたり100円

主催 阿品・阿品台地区民生委員児童委員協議会



基本目標4 こども・若者の希望の実現を後押しする

基本方針1 こども・若者の意見を聴取・反映する

<現状と今後の方向性>

こども・若者が安心して生活し、将来に希望を持てる社会を実現するためには、こども・若者自身の意見を尊重し、まちづくりに生かすことが重要です。国においても「こども基本法」や「こども大綱」において、こども・若者の意見表明権の保障や参加の推進が明記されており、自治体における取組の強化が求められています。

本市においては、これまで子ども議会やアンケート調査、こども若者ミーティング等を通じて意見を聴取する機会を設けてきました。一方で、こども・若者本人へのアンケート調査では、意見を表明しにくい状況にあることがうかがえます。今後は、より幅広い世代・多様な背景をもつこども・若者が意見を表明でき、施策に反映できる仕組みの整備に取り組みます。

<アンケート調査から見た現状>

単位：%

		小学生	中学生
こどもの権利について知っている割合		35.6	39.9
意見を伝えやすくなるための工夫	自分の顔や名前を明かさずに参加できる	59.9	61.7
	意見を伝える場に友人や知人と参加できる	42.0	35.2
	他の人の意見も知ることができる	33.8	33.2
	伝えた意見がどのように扱われるかわかる	27.2	29.6
	自分の意見を聞く人がどんな人か事前にわかる	21.5	18.0

		高校生	大学生
こども基本法を知っている割合		9.4	9.9
市のまちづくりへの意見の表明・施策への反映の状況	市に意見を伝えたいと思わない割合	60.7	62.7
	市がまちづくり等を行う際に、子どもや若者の意見を取り入れていると思わない割合	29.8	25.3
意見を伝えやすくなるための工夫	自分の顔や名前を明かさずに参加できる	66.3	70.3
	伝えた意見がどのように扱われるかわかる	33.5	33.0
	意見を伝える場に友人や知人と参加できる	21.5	20.9
	伝えた内容が公開されない	19.5	19.8
	他の人の意見も知ることができる	17.9	24.2
	参加したお礼をもらえる	14.2	24.2

<主な取組> 【重点施策 4】 こども 若者 子育て

- 子どもの権利の理解促進及び普及啓発
- 子ども・若者が施策等に対して意見を表明する機会の確保
- 「未来を話そう！はつかいち子ども議会」や小学生とのディスカッション等の実施
- 選挙出前講座等の主権者教育の実施
- VOCICE（小中学生の意見発表会）の実施
- 子ども・若者の審議会等への参画促進
- 校則・生徒指導規程等への児童生徒の意見の反映
- 子ども・若者の想いや意見を引き出し、受け止めることができる人材の育成（ファシリテーション研修の実施）

<数値目標>

指標名	令和7年度	令和11年度 (目標)
市の審議会等における30代以下の委員の占める割合	2.9%	3.5%

基本方針2 こども・若者の自己実現を後押しする

＜現状と今後の方向性＞

本市では、学校教育や部活動、地域でのボランティア活動や体験活動などを通じて、こどもや若者が自らの可能性を伸ばす機会の提供に努めてきました。一方で、廿日市市外への進学・就職を希望する若者が多く、地域における将来像を描きにくい状況があります。

そのため、若者が地域で得た経験や関わりを活かしながら、自己のキャリア形成やライフプランに活かせるよう、学びや挑戦の機会を充実させることが重要です。就学・就労や起業といったキャリアプランの実現への支援と、結婚や出産、子育て等のライフイベントの実現への支援の充実を図り、若者が廿日市市において希望をもって暮らすことのできるよう、自己実現の後押しにつながる支援に取り組みます。

＜アンケート調査から見た現状＞

	単位：%	
	高校生	大学生
地域で若者が活躍しやすい雰囲気があると思う割合	37.5	24.2
新たな事に挑戦・成長するための機会があると思う割合	45.5	27.5

＜主な取組＞

①ライフイベントに応じた支援 こども 若者 子育て

- 中山間地域の児童生徒の進学先確保（佐伯高校の魅力化支援（通学費補助・下宿費補助等））
- 奨学金貸付事業の実施
- ハローワークと連携した就職支援
- 広島地域若者サポートステーションの利用に向けた周知
- 結婚を希望する若者への支援に向けた調査・検討
- 特定不妊治療費助成事業の実施
- 子育て家庭等が住宅を購入しやすい環境整備（土地利用など）
- 子育て家庭及び若年夫婦世帯の市営住宅への優先入居
- 定住促進補助金や空き家改修補助金による中山間地域等における住居支援

②活躍の促進 若者

- 若者によるイベントの企画運営機会の提供（二十歳のつどい等）
- 若者のチャレンジを応援するしくみづくり
- 市民活動センターや市民センターでの若者の地域活動参画につながる支援の充実
- 若者のお試し出店の場の創出
- しゃもじん創業塾等を活用した起業支援

<数値目標>

指標名	令和7年度	令和11年度 (目標)
自分の将来について明るい希望を持っている市民（18歳～29歳）の割合	62.4%	72.4%
創業支援事業計画を活用した市内の若者の創業件数	(令和6年度) 13件	22件

		0～5歳 妊娠期	6～12歳 乳幼児期	13～18歳 学童期（小学生）	18～29歳 思春期（中学生・高校生）
相談支援・保健サービス・切れ目のない支援		ネウボラでの定期面談、子育てガイド「こんにちは赤ちゃん」、子育てアプリ「はつっこ手帳（母子モ）」 相談まるごとサポートデスク、はつかいちつながるネット「はつネット」 子育て支援サイト「はついく」			
	親子健康手帳の交付	乳幼児健康診査、5歳児健康診査（相談） 小児予防接種			
	子育て世帯訪問支援事業	産後ケア事業			
		育児相談、ペアレント・トレーニング BP プログラム はつかいち架け橋カリキュラム 「親の力」をまなびあう学習プログラム			
	産前・産後サポートセンター	子育て支援センター	ショートステイ・トワイライトステイ		
			自殺対策や心の健康づくりに関する啓発、食育の推進、小児救急医療相談電話（#8000）、救急相談センター（#7119）		
保育サービス・教育・若者活躍		こども誰でも通園制度、一時預かり、保育園等 病児保育 ファミリー・サポート・センター			
		子どもが主役の授業づくり、デジタル・シティズンシップ教育、ふるさと学習、キャリア教育			市内経済団体等と連携した仕事の育児の両立支援、ハローワークと連携した就職支援 若者のチャレンジを応援するしくみづくり
体験活動・居場所		自然体験活動（農業体験や宮島水族館のふれあいイベント等）の充実、スポーツ・文化芸術活動の充実、国際交流事業の推進 留守家庭児童会、放課後子ども教室 市民センター、図書館			
意見表明			子ども議会 施策等に対して意見を表明する機会の確保		こども・若者の審議会等への参画促進
配慮が必要なこと も・若者への支援		児童発達支援センター等と連携した相談支援体制の充実 医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築 外国人相談センター等による外国人住民への支援 子ども相談室 ひきこもり支援ステーション 家庭児童相談員等による児童虐待等の相談支援体制の充実 ひとり親家庭への支援（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療等） ヤングケアラーへの支援			
経済的支援	妊婦のための支援給付、特定不妊治療費助成事業	赤ちゃんオムツ プレゼント事業 保育料の軽減 児童手当、こども医療費助成制度 病児保育利用料の無償化 未熟児養育 医療制度 自立支援医療（育成医療）制度			奨学金貸付事業 起業支援

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援事業の給付

(1) 子ども・子育て支援法における児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、児童の認定区分ごとに量の見込みと確保の方策を設定することとされており、各事業の実績等から、次の区分に従って教育・保育の量の見込みを算出し、計画期間における需要量及び確保の方策を設定します。

■子どものための教育・保育給付における認定区分

認定区分	対象者	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	新制度移行幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園（保育園部分）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育園部分）、地域型保育所

■子育てのための施設等利用給付における認定区分

認定区分	対象者	保育の必要性	利用できる施設
新1号認定	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園
新2号認定	3～5歳児クラス	あり	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）、認可外保育施設等
新3号認定	0～2歳児クラス	あり (市民税非課税世帯)	認可外保育施設等



(2) 給付の方法等について

①子ども・子育て支援法に基づく給付

子ども・子育て支援法に基づく給付は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付、新たに創設される乳児等のための支援給付があり、次の場合に給付されます。

ア 子どものための教育・保育給付

教育・保育給付には、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2種類があります。

(a) 施設型給付

保育の必要性の認定等を受けたこどもが市町村の確認を受けた特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）を利用した場合

(b) 地域型保育給付

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこどもが地域型保育（小規模保育事業・事業所内保育事業等）を受けた場合

イ 子育てのための施設等利用給付

私学助成を受ける幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない）、認可外保育施設等を利用した場合

ウ 乳児等のための支援給付

満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用した場合

※令和8年度から子ども・子育て支援法に基づいて創設されることになっています。

②地域子ども・子育て支援事業

在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及びこどもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

■地域子ども・子育て支援事業の一覧

- ・利用者支援事業
- ・時間外保育事業（延長保育）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・放課後児童健全育成事業
(留守家庭児童会)
- ・子育て短期支援事業
(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センター)
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)
- ・妊婦健康診査
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

<令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設>

- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業

<令和7年改正子ども・子育て支援法等 施行に伴い創設>

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

※「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和7年度に制度化、令和8年度からは全自治体で実施されます。そのほかの事業は努力義務となっています。

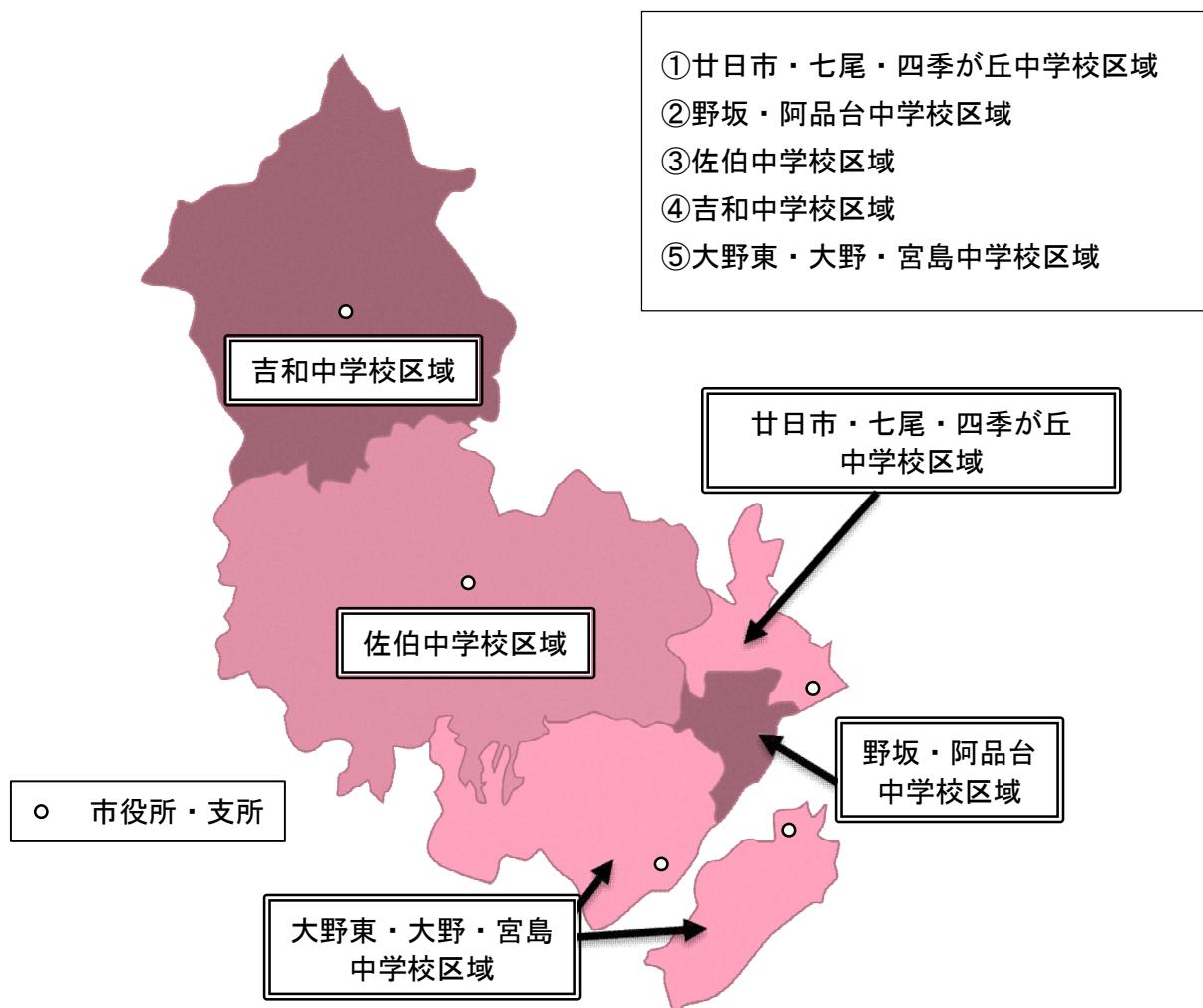
2 教育・保育の提供区域

(1) 提供区域の設定

本計画では、「量の見込み」と「確保の方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域（以下「提供区域」という。）を設定しています。

提供区域の設定にあたっては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件」を総合的に勘案して、小学校区や中学校区など、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めることになっています。

本市では、地域の特性、既存施設の状況、交通利便性、人口推計、ニーズ量等を判断材料として多角的に検討を行い、次の5つの提供区域を第2期に引き続き設定します。



(2) 各提供区域の特性

①廿日市・七尾・四季が丘中学校区域

JR廿日市駅、JR宮内串戸駅を中心とした3つの中学校区からなる区域です。JR、広電電車、広電バス、市自主運行バスが運行しており、利便性の高い区域です。

【区域の教育・保育施設数】 21園

- ・保育園 15 (公立保育園 4、公私連携型保育園 2、私立保育園 9)
- ・私立認定こども園 3
- ・私立幼稚園 3

②野坂・阿品台中学校区域

JR阿品駅を中心とした2つの中学校区からなる区域です。JR、広電電車、広電バス、市自主運行バスが運行しており、利便性の高い区域です。

【区域の教育・保育施設数】 9園

- ・保育園 7 (公立保育園 4、私立保育園 1、私立小規模保育園 1、私立事業所内保育園 1)
- ・私立認定こども園 1
- ・私立幼稚園 1

③佐伯中学校区域

合併前の旧佐伯町を一区域とする1つの中学校区からなる区域です。広電バスが佐伯地域と廿日市地域間を運行しており、市自主運行バスが佐伯地域内を運行しています。

【区域の教育・保育施設数】 3園

- ・公立保育園 2
- ・私立認定こども園 1

④吉和中学校区域

合併前の旧吉和村を一区域とする1つの中学校区(小中一貫教育推進校)からなる区域です。市自主運行バスが吉和地域と佐伯地域間を運行しています。廿日市市役所まで約40kmの距離があります。

【区域の教育・保育施設数】 1園

- ・保育園 1 (公立保育園 1)

⑤大野東・大野・宮島中学校区域

合併前の旧大野町及び旧宮島町を一区域とする3つの中学校区からなる区域で、沿岸部に人口、行政サービスが集中しています。大野地域では、JR、広電電車、市自主運行バスが運行しており、宮島地域では、乗合タクシーが運行しています。

【区域の教育・保育施設数】 11園

- ・保育園 7 (公立保育園 4、公私連携型保育園 1、私立保育園 2)
- ・認定こども園 3 (公私連携型認定こども園 1、私立認定こども園 2)
- ・私立幼稚園 1

3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定にあたっては、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、広域性や地域性を考慮しました。

各事業の利用状況、定員のほか、施設の設置場所等を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は基本的には「市全域」としました。

ただし、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、各小学校又は小学校周辺での実施となることから、「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域
①利用者支援事業	市全域
②時間外保育事業（延長保育）	市全域
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
④放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	小学校区
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	市全域
⑥乳児家庭全戸訪問事業	市全域
⑦養育支援訪問事業	市全域
⑧地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	市全域
⑨一時預かり事業	市全域
⑩病児・病後児保育	市全域
⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市全域
⑫妊婦健康診査	市全域
⑬子育て世帯訪問支援事業	市全域
⑭親子関係形成支援事業	市全域
⑮妊婦等包括相談支援事業	市全域
⑯産後ケア事業	市全域
⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域

4 教育・保育の量の見込み及び確保方策

計画期間中の教育・保育の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。新1号認定は1号認定の中で、新3号認定は3号認定の中に含めています。

(1) 市全域(全提供区域)

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】(幼稚園・認定こども園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量(量の見込み)	1,054	874	803	734	674	616
②供給量(確保方策)	1,528	1,103	1,103	776	776	776
②-①過不足	474	229	300	42	102	160

■ 2号認定【3～5歳】(認定こども園、保育園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量(量の見込み)	1,925	1,899	1,871	1,874	1,889	1,853
②供給量(確保方策)	2,388	2,234	2,234	2,420	2,420	2,340
②-①過不足	463	335	363	546	531	487

■ 3号認定【0歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量(量の見込み)	231	191	183	178	180	177
②供給量(確保方策)	233	228	230	239	239	239
②-①過不足	2	37	47	61	59	62

■ 3号認定【1歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量(量の見込み)	515	493	495	498	508	507
②供給量(確保方策)	521	504	508	540	540	525
②-①過不足	6	11	13	42	32	18

■ 3号認定【2歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	584	610	608	612	619	614
②供給量（確保方策）	628	631	635	697	697	679
②-①過不足	44	21	27	85	78	65

(2) 甘日市・七尾・四季が丘中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】(幼稚園・認定こども園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	512	488	444	400	368	334
②供給量（確保方策）	794	701	701	406	406	406
②-①過不足	282	213	257	6	38	72

■ 2号認定【3～5歳】(認定こども園、保育園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	895	874	862	850	871	855
②供給量（確保方策）	1,076	986	986	1,136	1,136	1,056
②-①過不足	181	112	124	286	265	201

■ 3号認定【0歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	120	94	85	79	80	79
②供給量（確保方策）	120	124	124	133	133	133
②-①過不足	0	30	39	54	53	54

■ 3号認定【1歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	256	248	248	247	256	254
②供給量（確保方策）	257	252	252	284	284	269
②-①過不足	1	4	4	37	28	15

■ 3号認定【2歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	294	297	296	291	299	296
②供給量（確保方策）	304	303	303	353	353	335
②-①過不足	10	6	7	62	54	39

【確保方策】

1号認定・新2号認定、2号認定及び3号認定について、保育園や認定こども園等で供給体制を確保します。また、本提供区域の開発事業の進捗を注視し、計画的な保育園等の整備や幼稚園の認定こども園化を通して、供給体制を確保します。

(3) 野坂・阿品台中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】(幼稚園・認定こども園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	291	160	137	114	91	71
②供給量（確保方策）	405	162	162	130	130	130
②-①過不足	114	2	25	16	39	59

■ 2号認定【3～5歳】(認定こども園、保育園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	363	353	343	362	360	345
②供給量（確保方策）	414	436	436	472	472	472
②-①過不足	51	83	93	110	112	127

■ 3号認定【0歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	32	30	30	32	32	31
②供給量（確保方策）	33	33	33	33	33	33
②-①過不足	1	3	3	1	1	2

■ 3号認定【1歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	97	90	90	95	95	95
②供給量（確保方策）	99	96	96	96	96	96
②-①過不足	2	6	6	1	1	1

■ 3号認定【2歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	102	120	119	128	127	125
②供給量（確保方策）	125	125	125	137	137	137
②-①過不足	23	5	6	9	10	12

【確保方策】

1号認定・新2号認定、2号認定及び3号認定について、保育園や認定こども園等で供給体制を確保します。また、マンション建設等に伴う需要に注視し、幼稚園の認定こども園化を通して、供給体制を調整します。

(4) 佐伯中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】(幼稚園・認定こども園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	25	14	12	11	10	9
②供給量（確保方策）	35	15	15	15	15	15
②-①過不足	10	1	3	4	5	6

■ 2号認定【3～5歳】(認定こども園、保育園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	85	75	68	62	56	50
②供給量（確保方策）	177	145	145	145	145	145
②-①過不足	92	70	77	83	89	95

■ 3号認定【0歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	9	10	10	9	9	8
②供給量（確保方策）	9	12	12	12	12	12
②-①過不足	0	2	2	3	3	4

■ 3号認定【1歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	18	17	17	16	16	16
②供給量（確保方策）	18	17	17	17	17	17
②-①過不足	0	0	0	1	1	1

■ 3号認定【2歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	18	21	21	20	19	18
②供給量（確保方策）	24	21	21	21	21	21
②-①過不足	6	0	0	1	2	3

【確保方策】

1号認定・新2号認定、2号認定及び3号認定について、保育園及び認定こども園で供給体制を確保します。

(5) 吉和中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】(幼稚園・認定こども園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	0	0	0	0	0	0
②供給量（確保方策）	0	0	0	0	0	0
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

■ 2号認定【3～5歳】(認定こども園、保育園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	6	7	6	6	6	6
②供給量（確保方策）	18	18	18	18	18	18
②-①過不足	12	11	12	12	12	12

■ 3号認定【0歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	2	1	1	1	1	1
②供給量（確保方策）	3	3	3	3	3	3
②-①過不足	1	2	2	2	2	2

■ 3号認定【1歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	0	2	2	2	2	2
②供給量（確保方策）	3	3	3	3	3	3
②-①過不足	3	1	1	1	1	1

■ 3号認定【2歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	3	3	3	3	3	3
②供給量（確保方策）	3	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

2号認定及び3号認定いずれも、保育園で十分な供給体制があります。

(6) 大野東・大野・宮島中学校区域

■ 1号認定・新2号認定【3～5歳】(幼稚園・認定こども園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	226	212	210	209	205	202
②供給量（確保方策）	294	225	225	225	225	225
②-①過不足	68	13	15	16	20	23

■ 2号認定【3～5歳】(認定こども園、保育園を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	576	590	592	594	596	597
②供給量（確保方策）	703	649	649	649	649	649
②-①過不足	127	59	57	55	53	52

■ 3号認定【0歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	68	56	57	57	58	58
②供給量（確保方策）	68	56	58	58	58	58
②-①過不足	0	0	1	1	0	0

■ 3号認定【1歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	144	136	138	138	139	140
②供給量（確保方策）	144	136	140	140	140	140
②-①過不足	0	0	2	2	1	0

■ 3号認定【2歳】(認定こども園、保育園、地域型保育事業を利用)

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	167	169	169	170	171	172
②供給量（確保方策）	172	179	183	183	183	183
②-①過不足	5	10	14	13	12	11

【確保方策】

1号認定・新2号認定及び2号認定については、保育園や幼稚園等で供給体制があります。3号認定については、保育士等に対する支援制度等により保育園等の保育士確保を支援し、供給体制を確保・強化します。



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

計画期間中の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」があります。

単位：実施箇所数（か所）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
基本型・特 定型	①需要量（量 の見込み）	1	1	1	1	1	1
	②供給量（確 保方策）	1	1	1	1	1	1
	②-①過不足	0	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	①需要量（量 の見込み）	—	6	6	6	6	6
	②供給量（確 保方策）	—	6	6	6	6	6
	②-①過不足	—	0	0	0	0	0

※「こども家庭センター型」は、児童福祉法の改正により令和6年度から新設されました。

【確保方策】

各地域のネウボラ及び産前産後サポートセンターで、妊娠期から子育て期にわたって切れ目
のない支援を実施します。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の方が仕事の都合などでやむを得ず標準時間（7：30～18：30）を超えて保育が必要となった場合に保育を行う事業です。

単位：実利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	251	242	229	216	204	192
②供給量（確保方策）	251	242	229	216	204	192
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

公立保育園9か所、私立保育園や私立認定こども園24か所で延長保育を実施します。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭のこどもに対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品、文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

■日用品、文房具、行事等の参加費用等の助成

単位：支給児童数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	1	1	1	1	0	0
②供給量（確保方策）	1	1	1	1	0	0
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

■私立幼稚園の副食材料費の助成

単位：支給児童数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	50	45	40	36	32	28
②供給量（確保方策）	50	45	40	36	32	28
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

世帯の所得状況に応じて、保育園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、行事等の参加費用等を助成します。また、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園の副食費についても助成します。

(4) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■市全体（全小学校区）

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	1,681	1,826	1,868	1,900	1,940	1,974
	高学年	494	511	518	523	529	534
	計	2,175	2,337	2,386	2,423	2,469	2,508
②供給量（確保方策）		2,240	2,394	2,453	2,495	2,549	2,592
②-①過不足		65	57	67	72	80	84

【確保方策】

各小学校に設置する17か所の公立の留守家庭児童会、7か所の民間留守家庭児童会で実施します。需要が増加かつ多様化しており、更に児童にとって過ごしやすい環境となるよう、小学校の空き教室の活用や民間の留守家庭児童会の設置補助をしていきます。

■甘日市小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	165	177	176	174	172	171
	高学年	51	54	54	53	53	53
	計	216	231	230	227	225	224
②供給量（確保方策）		216	231	230	227	225	224
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■平良小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	144	128	132	135	138	140
	高学年	33	38	40	42	43	44
	計	177	166	172	177	181	184
②供給量（確保方策）		177	166	172	177	181	184
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■原小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	20	20	20	22	23	24
	高学年	9	9	10	12	14	14
	計	29	29	30	34	37	38
②供給量（確保方策）		40	40	40	40	40	40
②-①過不足		11	11	10	6	3	2

■宮内小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	126	147	155	161	168	177
	高学年	43	36	38	39	41	43
	計	169	183	193	200	209	220
②供給量（確保方策）		169	183	193	200	209	220
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■地御前小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	93	115	115	114	115	115
	高学年	31	35	36	36	36	36
	計	124	150	151	150	151	151
②供給量（確保方策）		124	150	151	150	151	151
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■佐方小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	183	215	230	243	256	271
	高学年	35	35	37	40	44	47
	計	218	250	267	283	300	318
②供給量（確保方策）		218	250	267	283	300	318
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■阿品台東小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	54	62	63	63	65	65
	高学年	13	17	18	18	19	19
	計	67	79	81	81	84	84
②供給量（確保方策）		67	79	81	81	84	84
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■阿品台西小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	138	129	124	118	112	106
	高学年	36	37	37	36	36	36
	計	174	166	161	154	148	142
②供給量（確保方策）		174	166	161	154	148	142
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■金剛寺小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	81	81	79	77	76	74
	高学年	20	24	24	24	24	23
	計	101	105	103	101	100	97
②供給量（確保方策）		101	105	103	101	100	97
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■宮園小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	66	66	65	63	60	58
	高学年	20	21	21	21	21	21
	計	86	87	86	84	81	79
②供給量（確保方策）		86	87	86	84	81	79
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■四季が丘小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	70	66	60	54	49	46
	高学年	28	29	30	30	30	30
	計	98	95	90	84	79	76
②供給量（確保方策）		100	100	100	100	100	100
②-①過不足		2	5	10	16	21	24

■友和小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	34	42	42	41	40	40
	高学年	11	11	11	11	11	11
	計	45	53	53	52	51	51
②供給量（確保方策）		60	60	60	60	60	60
②-①過不足		15	7	7	8	9	9

■津田小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	20	16	14	13	12	10
	高学年	8	11	10	9	8	8
	計	28	27	24	22	20	18
②供給量（確保方策）		60	60	60	60	60	60
②-①過不足		32	33	36	38	40	42

■吉和小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	11	11	10	9	8	8
	高学年	6	6	5	5	4	4
	計	17	17	15	14	12	12
②供給量（確保方策）		17	17	17	17	17	17
②-①過不足		0	0	2	3	5	5

■大野東小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	269	313	336	355	378	390
	高学年	76	76	75	75	75	76
	計	345	389	411	430	453	466
②供給量（確保方策）		345	389	411	430	453	466
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■大野西小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	170	197	206	216	226	236
	高学年	56	54	55	55	54	54
	計	226	251	261	271	280	290
②供給量（確保方策）		226	251	261	271	280	290
②-①過不足		0	0	0	0	0	0

■宮島小学校区

単位：登録児童数（人）

		令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量 (量の見込 み)	低学年	37	41	41	42	42	43
	高学年	18	18	17	17	16	15
	計	55	59	58	59	58	58
②供給量（確保方策）		60	60	60	60	60	60
②-①過不足		5	1	2	1	2	2

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

ショートステイは、保護者の病気・出産・看護・事故・出張・育児疲れなどで、一時的に子育てが困難な家庭の児童を施設で預かる事業です。

トワイライトステイは、保護者の仕事等の理由により平日の夜間又は休日に家庭において養育を受けることが困難になった児童を預かり、食事や生活指導などの援助を行う事業です。

単位：延利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	102	114	119	123	127	132
②供給量（確保方策）	102	114	119	123	127	132
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

利用が必要な家庭に対して、市内外の施設を活用し、実施します。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：訪問件数（件）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	627	610	581	552	526	499
②供給量（確保方策）	627	610	581	552	526	499
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

出生数の減少により、需要は減少傾向と見込んでいますが、継続して、各地域の担当の母子保健推進員（ママフレンド）が全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供等を行います。

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な子育てが行えるよう支援する事業です。

単位：訪問件数（件）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	222	209	192	176	162	149
②供給量（確保方策）	222	209	192	176	162	149
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

各地域のネウボラの保健師が養育支援が必要と判断した全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談に乗り、指導・助言等を行います。

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域の身近な施設に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：こどもの延利用者数（人／月）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	3,284	3,776	3,705	3,617	3,544	3,458
②供給量（確保方策）	3,284	3,776	3,705	3,617	3,544	3,458
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

4か所の子育て支援センターで、親子が集える場を設定し、乳幼児の遊びを通して、保護者支援を実施します。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園における一時預かり事業（預かり保育）（3～5歳）

単位：延利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	36,312	36,291	35,592	34,721	33,998	33,160
②供給量（確保方策）	36,312	36,291	35,592	34,721	33,998	33,160
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

②保育園等における一時預かり事業（一時保育）（0～5歳）

単位：延利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	3,871	4,167	4,402	4,626	4,879	5,126
②供給量（確保方策）	3,871	4,167	4,402	4,626	4,879	5,126
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

私立幼稚園5か所、公立保育園6か所、私立保育園や私立認定こども園14か所で実施します。

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気にかかっていたり回復期にあったりして、保育園などに預けることができず家庭でも保育ができない場合、病児保育施設で看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：延利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	1,009	1,009	990	966	947	924
②供給量（確保方策）	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
②-①過不足	151	151	170	194	213	236

【確保方策】

医療施設1か所に委託して実施します。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、仕事や家庭の都合等で育児や家事などの手助けをしてほしい「依頼会員」と、育児や家事などの手助けができる「提供会員」とが、助け合いを行う事業です。

単位：延利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	370	359	341	323	307	291
②供給量（確保方策）	370	359	341	323	307	291
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

事業の周知及び提供会員の確保に努めながら、実施します。

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：延受診回数（回）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	8,265	7,990	7,580	7,153	6,775	6,392
②供給量（確保方策）	8,265	7,990	7,580	7,153	6,775	6,392
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

親子健康手帳交付時に健康診査補助券を14枚（多胎妊婦は19枚）交付し、健康診査の受診を奨励します。また、健康診査補助券の枚数を超える健康診査に対しても費用助成を行います。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

妊婦や1歳未満の児童を養育している家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

単位：延利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	496	636	624	609	597	583
②供給量（確保方策）	496	636	624	609	597	583
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

民間事業者に委託し、継続的に実施できる体制を整えます。

(14) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、子育てについて学び、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

単位：実利用保護者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	129	142	141	140	138	136
②供給量（確保方策）	165	165	165	165	165	165
②-①過不足	36	23	24	25	27	29

【確保方策】

親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）及び子育て応援プログラム（ペアレント・トレーニング）を実施します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

単位：延相談支援回数（回）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	2,096	2,103	2,052	2,010	1,968	1,920
②供給量（確保方策）	2,096	2,103	2,052	2,010	1,968	1,920
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

ネウボラの保健師が親子手帳交付時、妊婦後期面談及び出産後に妊娠婦と面談し、必要に応じて、相談支援を行い、サービスにつなぎます。

(16) 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事や育児等の援助が受けられない産婦と乳児に対して、宿泊や日帰りの産後ケアを行い、安心して子育てできる支援を行う事業です。

単位：延利用者数（人）

	令和5年度 (実績)	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①需要量（量の見込み）	164	164	161	157	154	150
②供給量（確保方策）	164	164	161	157	154	150
②-①過不足	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

利用が必要な母子に対して、産科医療機関等に委託して実施します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

	令和5年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11 年度
①需要						9,570
②供給			見直し予定			9,570
②-①						0

【確保方策】

安定的な運営に向けて様々な方法を検討し、令和8年度から実施します。



第6章 計画の実現のために

1 計画の推進主体と連携の強化

全ての子どもの健やかな成長を実現するためには、市民一人ひとりが子育て支援について理解し、子育て家庭を見守り、支えていく役割を持つことが重要です。

行政だけでなく、家庭、地域、企業等社会が一体となって子どもを育むという視点に立ち、本計画に掲げる施策を推進します。

施策の推進にあたっては、平成24年に施行した「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」の考え方に基づき、市民も行政もそれぞれ役割を果たしながら、連携して全ての子どもの輝く笑顔と健やかな成長を目指します。

(1) 家庭（保護者）の役割

児童福祉法及び、子ども・子育て支援法では、保護者の役割について「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」と定義しています。家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、保護者同士や地域の人々とつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たすことが必要です。

(2) こども・若者の役割

全ての子どもは、子どもの権利条約や子ども基本法で、基本的人権が守られ、心身ともに安心・安全に成長していく権利を有しており、直接自分に関係することはもちろん、その他社会の様々なことに関する意見を伝えたり、ボランティア等の社会的活動に参加したりする機会が保障されています。

自分が言いたくないことについては、その思いが尊重されることを前提とした上で、「こどもまんなか社会」が推進されるよう、様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することが必要です。

(3) 地域の役割

保護者が子育てに対して、不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう、地域は保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが必要です。

また、地域における世代間交流の輪を広げ、気軽にあいさつを交わすなど地域の子どもと子育て家庭を見守り、温かく接することが必要です。

(4) サービス事業者の役割

保育・教育機関は、大切なこどもを預かり、親に代わって保育や教育を行うという視点で、保育園、幼稚園のそれぞれが持つ特性に合わせて、子育て支援に取り組むことが必要です。また、保護者との連絡体制を取り、家庭との連携を持って子育てを行えるよう保護者への支援が求められます。

教育については、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、こどもの確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランス良く育み、「生きる力」を育成することが求められています。

(5) 事業主の役割

子育て中の労働者が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、長時間労働の是正、労働者自身の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努めることが必要です。

また、元の職場に安心して復帰できるような体制の整備やこどもの病気への対応及び学校行事などに参加しやすい環境整備等、柔軟に対応することが求められます。

(6) 行政の役割

行政の責務として、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任があります。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、全てのこどもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭やこどもの状況に応じ、妊娠期から切れ目ない支援を行います。

また、府内関係部局や国・県、近隣市町などの関係部署及び地域・サービス事業者・事業主との連携を図り、子育て施策を積極的に推進できるよう必要な予算措置を行います。特に、サービス事業者には子育て環境の変化やこども・子育ての多様なニーズに対応できるよう支援・指導し、子育てサービス全体の質の向上を図ります。

これらのこども施策の全てについて、こどもや保護者など当事者の意見を聴いた上で、こどもにとって何が一番良いかを念頭に取り組むことで、「こどもまんなか社会」を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進行管理は、計画内容の審議を行った「廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会」で行います。

廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会は、毎年度、施策の実施状況等について点検、評価します。市はその結果を公表するとともに、これに基づき、取組内容の改善を図ります。

また、社会・経済情勢の変化や本市のこどもと子育て家庭の状況や保育ニーズの変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行います。

【個別事業の進捗状況対象指標】

- 教育・保育の提供量及び確保の方策
- 地域子ども・子育て支援事業の提供量及び確保の方策
- その他、市で独自に掲げた数値目標項目

【計画全体の成果対象指標】

- 総合計画の指標としている「『子育てしやすいまちである』と感じている18歳以下のこどもを持つ市民の割合」を計画全体の評価とします。

